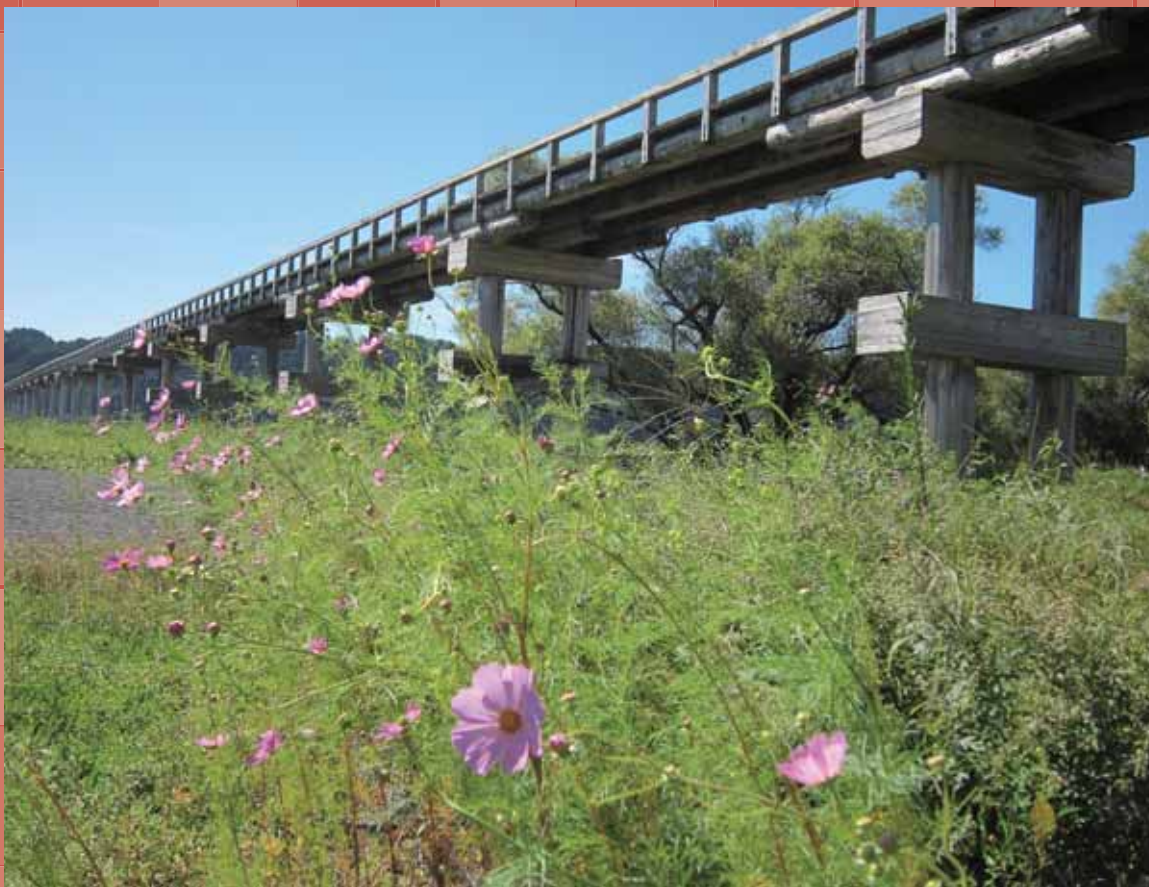


# 行政書士しずおか

No.281

2015年秋号



- ・ 委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告
- ・ 静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会



静岡県行政書士会

## 平成27年度行政懇談会

日時：平成27年 9月18日

場所：ホテルアソシア静岡



### 第2分科会

- 1) 静岡県の外国人観光客誘致事業への参画について
- 2) 外国人技能実習制度拡充に伴う行政書士の利活用について
- 3) 富士山静岡空港出入国外国人急増への対応について



### 第3分科会

- 1) 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間について
- 2) 産業廃棄物収集運搬業許可における積替保管行為の取扱いについて  
(石綿含有廃棄物、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を認めてほしい)
- 3) 移動式処理施設における静岡県の取り扱いについて
- 4) 産業廃棄物処分業許可における選別処理施設の許可について



### 第6分科会

- 1) 建設業許可審査基準の改正による諸問題について
- 2) 経営事項審査申請における審査基準の統一について
- 3) 意見交換会



座長報告 岩瀬副会長

CONTENTS



シリーズ『静岡県の日本一』

蓬萊橋は、大井川にかかる全長897.4m、通行幅2.4mの木造歩道橋です。

平成9年12月30日、イギリスのギネス社により「世界一の長さを誇る木造歩道橋」に認定され、島田市を代表する観光スポットとして、県内外から多くの観光客が訪れています。

写真提供者：

島田支部 鈴木芳雄会員

委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告	2
平成27年度行政懇談会	11
平成27年度行政書士制度広報月間	21
新入会員特別研修会	22
私の目指す行政書士像	
伊東支部	増田 悦男
清水支部	藤元 聖一
西遠支部	沖田 祐子
コスモス静岡第4期定時総会	24
第2回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会開催	25
官庁訪問	26
中部ブロック会議平成27年度定例会	27
投    稿	
ジョーク	富士宮支部 保坂 昭秀……28
白髭神社の真実	静岡支部 佐藤 吉男……29
掲    示    板	31
会員の動静	32
会議議事内容	37
会    務    録	49
living room「小さな旅」	会長 岸本 敏和……55
つぶやき・編集後記	56

## 委員会・グループ・プロジェクトチーム活動報告

### 進捗状況報告

平成27年9月14日開催の理事会に於いて、委員会、グループ、プロジェクトチームの委員長、キャプテン、チーフから担当業務進捗状況の報告がなされましたので掲載いたします。

### 業務拡充開発部門

#### 著作権業務開発G キャプテン 中津川浩淳

委員会6月4日合同会議、6月27日委員会開催  
会員向け著作権講習の内容・日程決定

8月1日著作権相談員事例テキストを使用してのオープンセミナー開催

#### 代理権開発PT チーフ 中山 誠

- ・6月12日に委員会を開催し、年間の事業計画と講習会の日程及び内容について協議。金融機関への代理権業務フォローの現状を確認。
- ・7月9日委員会を開催し、金融機関代理権推進の為の金融機関宛の挨拶文と今後の対応について協議。多くの金融機関は行政書士の代理権について理解しておりますが、金融機関側の体質と担当者の人事異動による伝達不足により一部の金融機関で充分理解されていないようです。行政書士にとって相続だけでなく中小企業支援等業務を円滑に進めるためにも重要なことなので、金融機関の代理権の理解に向けて努力したい。

#### 住宅防音事業開発PT チーフ 竹田達紀

- ①受注している行政書士事業体との情報交換と今後の広報活動
  - ②受託者グループにて随時勉強会開催
  - ③11/28講習会（浜松市内）開催予定
- ※①の情報交換と広報活動とは現在、浜松飛行場ならびに静岡飛行場周辺の対象住宅において委託業務を実施している「浜松行政書士共同事業体」と静岡支部会員から入札、受託、受託後の委託作業の内容、問題点、課題等の報告を受け、委員会として住宅防音事業委託業務の会員への普及活動に取り入れていく。

#### 6次産業化開発PT チーフ 森 博士

- 1 講習会を平成28年1月28日開催予定
- 2 7月30日県マーケティング推進課新役員訪問
- 3 講習会の講師を県マーケティング推進課に依頼済み（テーマ今後詰める）  
企業視察先検討

#### 中小企業支援業務開発PT チーフ 松島正幸

- 9月18日の行政懇談会に向けての県議会への要望書を作成。
- 「中小企業支援に関する研究会」の実施協力として委員会メンバーが研究会講師を担当する準備を開始。
- 昨年実施した㈱住ケン静岡様の知的資産経営報告書作成事例を活用した。知的資産経営支援者育成のための「知的資産経営を解り易く説明する方法」の研究・資料作成を開始し、委員会内で知的資産経営説明の模擬セミナーを実施した。ロールプレイングを繰り返すことで解り易く説明する方法を構築していく予定。これらは研究会並びに11月の中小企業支援委員会の知的資産経営講習会での講師を受け持つ際に活用し、将来は内外に向けてのセミナーを計画していく。

## 道路内民地調査PT チーフ 諸田 薫

- ・公行第1号 5月受託
- ・公行第2号 5月受託
- ・公行第3号 6月受託
- ・公行第4号 6月受託
- ・公行第5号 7月受託

## 補助金業務普及PT チーフ 若杉利枝

第1回委員会を平成27年6月29日に開催、今後の活動計画を立てた。第2回委員会平成27年7月16日に「経営革新補助金採択後の取扱い」に付いて県の担当者よりレクチャーを受けた。内容は以下に記載する。予てより静岡県経済産業部商工業局 経営支援課経営革新班に依頼していた「経営革新補助金採択」後の取扱いに付き塚本主査及び平山班長の両氏より補助金取扱業務の概要も含め説明を受けた。

## 信託業務開発PT チーフ 中山岳夫

今後の調査研究の進め方を検討（代表的事例解析による信託制度の具体的理解）し、現時点で収集可能な信託法改正要綱、法制審議会議事録、衆参両議院法務委員会会議録のほか、各種の民事信託関連資料を揃えた。

また、2回の委員会において、信託法の概要、ペットに係る信託をモデルとした死後の財産管理信託、信託類似制度との相違点の解析を通じ、信託制度理解の深化に努めた。

今後、民事信託の中核となる高齢者・障害者の財産管理に係る信託制度を、どのような形で業務として取り扱えるかを課題として研究する。

## 特定行政書士法定研修PT チーフ 中山正道

- ・DVD研修の運営の検討
- ・研修資料、研修会場の下見、調査
- ・DVD研修の実施（3回）  
7/15(水)、7/28(火)、8/18(火)
- ・研修補講の実施（3回）  
7/23(木)、8/4(火)、8/25(火)

## 業務普及推進活動部門

### 農地土木委員会 委員長 土田 哲

- ①委員会を毎月1回開催、小委員会は適宜開催
- ②講習会は、11/6(金)県の道路占用、承認工事、官民境界確定申請について開催  
H28.1月に国有地処理について開催予定。
- ③意見交換会をH28.3月に開催予定。
- ④ビサイド、ビジネスレポート等の広報原稿作成。
- ⑤県内各市町の占用、工事承認について要綱を収集。
- ⑥業務報酬に関する研究等  
行政懇談会テーマ検討

### 運輸委員会 委員長 田畑 浩

- ①9月9日…車庫証明代理申請の実務研修会を開催（シズウエル）  
11月13日…自動車登録業務初心者講習会を開催予定（もくせい会館）
- ②6月25日…各関係機関（警察、運輸関係）新役員訪問ご挨拶
- ③車庫証明代理申請拡充の為の講習会を9月9日に実施

### 環境委員会 委員長 桜井俊文

- ①委員会4回開催（9/3予定含む）
- ②講習会を28年2月4日に開催予定（優良認定制度について その他）
- ③法改正に関連し移動式破碎機についてレポート作成→ビジネスレポート掲載
- ④次年度収集運搬書類作成手引き書を作成 本年度は資料集め  
手引き書の完成時期は現在検討中
- ⑤業務拡大に関し優良認定+エコアクション21の研究
- ⑥行政書士代理権の拡充活動として手引きに代理申請の方法を記載
- ⑦産廃業者へのコンサルタント活動の研究の一環として優良認定の普及に協力する

## 建設業委員会 委員長 梅原勤一

1. 平成27年4月14日午前 第1回小委員会開催（4月22日講習会打合せ）
2. 平成27年4月20日終日 第2回小委員会開催（同上）
3. 平成27年4月22日午前 第1回委員会開催（講習会準備及び打合せ）
4. 平成27年4月22日午後 第1回業務講習会開催（平成27年版許可の手引きに基づく）
5. 平成27年5月2日午後 第3回小委員会開催（建設業課との対応協議）
6. 平成27年6月4日午後 第2回委員会開催（合同役員会・事業計画作）
7. 平成27年6月9日午前 第4回小委員会開催（建設業課他三課挨拶訪問）
8. 平成27年6月25日午後 第3回委員会開催（意見交換会議題検討・主任審査員会議対応）
9. 平成27年7月13日午後 第4回委員会開催（意見交換会議題検討・事前審査員新規募集他）
10. 平成27年7月16日午後 第5回小委員会開催（意見交換会要望事項等協議まとめ）
11. 平成27年7月24日午後 主任審査員会議開催（審査上の意見交換他）
12. 平成27年8月6日午前 建設業課との意見交換会開催
13. 平成27年8月6日午後 第5回委員会開催（交換会の精査・新規事前審査員試験・業務講習会テーマ検討他）

## 中小企業支援委員会 委員長 松島正幸

- 6/9、7/7 中小企業支援委員会会議実施、講習会、研究会の内容などについて検討
- 6/29、9/1に中小企業委員会他2委員会、2PTの全体会議実施、担当者による今年度の実行計画の報告と進捗状況の報告を行った。
- 今年度開催予定の講習会（4回）のテーマと講師の検討、その後日程の調整と会場の予約を完了。講習会は9月以降順次開催予定。
- 「中小企業支援のための研究会」の受講生募集、初級編全3回のうち2回を8月中に完了。研究会では知的資産経営を取り入れた中小企業支援ができる実務家育成を目標としてカリキュラムを計画。9月以降は中、上級編として参加者の募集を行う。
- 事業承継、企業法務、創業支援、BCP、事業計画、中小企業支援ができる実務家育成について担当者を取り決めた。各担当者が担当分野について専門に研究していく。

## 風俗保健委員会 委員長 杉本和也

- ①初心者向け「2号営業許可」をテーマに立案
- ②・改正風営法について県警生活安全部と協議、情報収集
  - 条例等策定段階であり、①と一緒に来年初頭に講習会実施で調整中
  - ・「新入会員特別研修会」資料の精査
  - 8/28開催予定の「新入会員特別研修会」に向けて当委員会資料の内容確認と修正、訂正
  - ・情報誌等への風営法関係記事投稿（計3件）
- ③県警生活安全部との連携強化
  - 6/23表敬訪問

## 相続家事委員会 委員長 市原 誠

委員会開催：3回  
 講習会の開催（予定12月、内部講師にて対応、相続対策・遺言執行他のテーマ）  
 各種資料の見直しに着手  
 相続に関する無料相談は、9/2、きたる10/7に予定が入っており、相談業務については順調に推移している。

## 国際委員会 委員長 藤田 哲

- ①平成27年7月9日に名古屋入管、同浜松出張所、在浜松ブラジル総領事館へ、7月17日には名古屋入管静岡出張所へ表敬訪問を行う。
- ②本年11月中旬以降に名古屋入管、静岡地方法務局の担当者を講師として入管法・国籍手続に関する講習会を実施予定で、現在、日程、講義内容について調整中。また、2月頃を目途に国際業務初心者向け講習会を開催予定で、講義内容について検討中。
- ③留学生相談会等参加。詳細は外国人出前講座G進捗状況報告参照。

## 法人・企業法務委員会 委員長 松島正幸

- 今年度取り上げるべき企業法務の内容を検討した。中小企業支援委員会と共同で、中小企業に関係する企業法務とその他（社団や財団、医療法人等）について整理し、今後の計画、取り組み方をした。
- 予定されている講習会（1回）について検討。準備を始める。

## 報酬額G キャプテン 深澤 力

前任者からの情報・意見を聞くとともに、報酬額アンケートの向上に対し検討しています。

## 協働事業部門

### 社会貢献部門

#### ADR運営管理G キャプテン 瀬川 宏

1. 平成23年度「手続実施者養成講座(基礎)」を実施
2. 平成24年度「手続実施者養成講座(基礎)」を実施
3. 平成25年度「手続実施者養成講座(中級)」を実施
4. 平成26年度「手続実施者養成講座(上級)」を実施
  - ・平成26年度に17名の手続実施者を認定した。
  - ・平成27年度に2名の手続実施者の追加予定。
  - ・「行政書士ADRセンター静岡」の規則等文書の作成等

## 成年後見サポートセンター静岡県支部支援G キャプテン 永井宏樹

- ①委員会を3回開催済（6/4、6/17、8/19）
- ②市民向けセミナー&無料相談会の開催支援
  - 7/24 第2回認知症を言われる前に！（開催済）
  - 9/25、11/27にも第3回、第4回を開催予定
  - 8/3 志太支部研修会へ講師を派遣（我妻支部長・神木副支部長）
- ③4/10に沼津市役所・沼津家庭裁判所へ訪問
  - その他、各会員がボランティアとして地域包括支援センター等を訪問
- ④入会前研修の支援（9/26～11/28に開催予定）

## 外国人出前講座G キャプテン 藤田 哲

- ①6月以降、電話、窓口相談共にゼロ件。
- ②7月東・中・西部で開催された「留学生・企業交流会」に相談員として参加（相談件数6件）。
- ③JICE講習会は8月までに8回実施。

## 公教育出前講座G キャプテン 吉田 勇

1. 出前講座講師養成研修会の開催については、会場を確保し、テーマと講師を決め、HPへ受講者募集案内書の掲載を8月10日に事務局へ依頼しました。当日の役割分担等を決める予定。
2. 常葉大学で授業と交流会を開催については、日時、授業内容と会からの出席者を決めました。学生とのグループ討論の内容、懇親会の場所、次第、内容を決める予定。
3. 12回の静岡産業大学冠講座の運営、連絡、講師へのサポートについては、8月24日講師へお願い文書を通じ、確定した講師と授業内容を大学へ提出予定。次年度の講師養成のためG委員の講義参観を検討予定。
4. 高校等へ出前授業の実施については、富士宮西高、星陵高、榛原高、伊東商業高、浜松市立高、沼津中央高へ訪問したりして実施をお願いしていますが、高校からの返事待ちです。
5. 出前授業、講義の資料、学校への授業案内等に使うテキストの作成については、各委員から「テーマ、内容、使用の場」に提出してもらったが、学校からの授業内容の要請・希望があるので、それを考慮し作成中である。

## 協働事業部門

### 無料相談担当G キャプテン 若杉利枝

第1回委員会を平成27年7月1日に開催した。  
平成27年度の無料相談会の日程を以下のように決定した。

1. 平成27年10月1日2日3日行政書士会館にて相談会相談会開催。
2. 例年12月開催の静岡県専門事業者団体連絡協議会（暮らしの無料合同相談会）については当番事業者による決定につき未定。
3. 平成28年2月22日の行政書士記念日は行政書士会館にて開催。  
相談内容は、「相続家事」「農地土木」に関する件で占められ、最近では「成年後見」の相談もある為、該当する3委員会をお願いした。

その他の相談が発生した場合はその都度の対応を検討する事とした。

## 研修管理部門

### 講習会研究G キャプテン 竹田達紀

- ①各委員会の予算枠と講習会開催による予算枠から受講料検討。講習会についての会員の意識調査とオンデマンド講習についてアンケート作成。
- ②9/9 運輸交通委員会研修を実験的に動画撮影
- ③委員会サイボウズ立ち上げ完了

## 会務管理部門

### 総務委員会 委員長 鈴木芳雄

- 7月31日 総務委員会 新入会員特別研修会の打合せ
- 8月12日 総務委員会電子情報 近畿協のHP担当者緊急会議  
会場 兵庫県行政書士会館（緒方委員出席）
- 8月28日 新入会員特別研修会開催 会場 もくせい会館  
対象者 40人 研修会 35人 意見交換会 27人 出席
- 8月28日 総務委員会（新入会員特別研修会開催日）行政懇談会PT 行政書士試験実行G と合同で行った

### 経理委員会 委員長 伊藤雅夫

予算の執行状況点検・照査では6月30日まで確認致しました。

会計帳簿の閲覧ルールの策定・実施においては、閲覧手順・閲覧申請書・閲覧通知書等を作成し、準備完了致しました。委員会PT及び事務局等へ内部会計監査（一部業務監査含む）の為、不定期ではありますが、経理委員会委員等が巡回させていただいてます。

支部交付金等の予算書及び決算書作成ガイドラインについて再度連絡また訂正修正等ある支部には連絡を取り、現在1支部の回答待ちです。今後9月8日には委員会を行い点検・照査は8月末まで確認予定です。

### 法務委員会 委員長 飯塚 晃

1. 請願活動  
富士宮市 請願文章の修正案を支部で検討中（9月上旬頃まで）  
調整後、請願活動を開始する予定  
牧之原市 支部において、活動開始
2. 役員等選任規定について  
本会会則・規則・規程等の改正等検討中



## 広報委員会 委員長 高林和子

情報誌BesideVol. 16、17会報誌行政書士しずおか春、夏号発行

ホームページによる広報活動につきましては、情報誌・会報誌のバックナンバーの掲載をしました。

広報の推進につきましては、静岡新聞朝刊題字下に月1回の広告を掲載、静岡鉄道の北街道経由バスでの車内放送で行政書士の業務と会館の案内を4月より開始いたしました。

会報誌行政書士しずおか夏号で写真コンクール作品募集を掲載。

広報月間ポスターは会報誌等とともに全会員に配布しました。

## 親睦大会実行G キャプテン 森 博士

平成27年6月13日(土) 親睦大会を実施

前年度役員のもと実施し、今年度役員は実施を補助する

第1回委員会 平成27年7月31日(金)

出席者 渡邊統括部長、森キャプテン、伊藤・鈴木・竹田委員

内容 1. 今年の親睦大会を省みて、各支部統行委員からのアンケートを集計

- ① グランドゴルフ結果集計に時間がかかり過ぎる
  - ② グランドゴルフのスタートの表示方法の検討
  - ③ グランドゴルフ専用でのサブ本部が必要
  - ④ ソフトボール戦での審判の確保の充実
  - ⑤ ソフトボール戦での投球スタイルの徹底(ウインドミル)投法の禁止
  - ⑥ 暑さ対策・熱中症の対応の充実
  - ⑦ 実施時期・競技種目の検討も必要なので
- は  
他

## 行政書士試験実行G キャプテン 奥山浩行

第1回G会議 平成26年6月4日(木) 13:00~17:00  
議 題 行程表に基づくG会議開催日程の調整

第2回G会議 平成27年8月10日(月) 13:30~17:00

(1) 実行委員会構成員について

担当員の構成図(案)を作成し、常任理事会に提案することとした。

作成に留意したことは、受験者数の減員に応じた試験センターの要請に基づく本部員数削減化を検討した。

(2) 試験マニュアルとアンケート結果の反映化については、マニュアル作成時に見直しすることとした。

(3) 試験センターからの連絡事項と日程について

ア 現地経費の概算払いに関する意見の申出を決定した。

イ 試験場案内地図の記載内容は前回どおりとした。

ウ 試験室別配置は、受験者数の確定を待って決定することとし、前年どおり全校舎貸し切りを提案した。

① 特例受験者は、6Fに纏める案とした。

② 各階に配置する本部員の配置について連絡員を削減する方向で検討した。

エ 基本マニュアル等の冊数を調整した。

オ 防寒具については、降雨等を考えて貸与を申請した。

第1回実行委員会

① 平成27年8月28日(金) 総務委員会との合同会議  
総務委員会と試験Gとの連絡調整

## 危機管理担当G チーフ 奥山浩行

第1回G会議 平成26年6月10日(火) 13:00~17:00  
議題 工程表に基づくG会議開催日程の調整

第2回G会議 平成27年8月3日(月) 13:30~17:30

- (1) 事業推進の方向性について
- (2) 会員の危機管理マニュアルの作成及び配布について
- (3) 危機管理本部の体制及び役員の担当地区割り
- (4) ボランティア会員の申出状況の確認について
- (5) 事務局及び常任理事会等の防災訓練について
- (6) マニュアルを製本化することを次回に行う。

第3回G会議 平成27年8月25日(火) 13:00~17:00

- (1) 大規模災害対策本部設置運営マニュアル(50P) 協定市町及び危機管理担当部門別役員等に配布するマニュアル化作業を行う。
- (2) 大規模災害時における会員の対応マニュアル(8P)

市町との協定に基づく災害対策本部マニュアルと併せて会員の対応マニュアルを作成。

- (3) 被災者支援協定締結市町等の状況

平成27年4月13日 吉田町

平成27年4月21日 静岡市

平成27年7月17日 南伊豆市

平成27年8月6日 下田市

第3回G会議(補正作業) 平成27年8月28日(金)

第3回G会議で原案作成したマニュアルを再点検し、製本化を終了した。

## コンプライアンスG キャプテン 大塩博喜

- ・平成27年7月1日 コンプライアンスG委員会開催
- 9月14日暴力団排除対策協議会第2回総会開催を決定

## 行政懇談会PT チーフ 奥山浩行

第1回PT会議 平成27年6月4日(木)13:00~17:00  
行程表に基づくPT会議開催日程の調整

第2回PT会議 平成27年7月2日(木)12:15~13:15  
日程調整 分科会テーマの提案、協議、決定のプロセス協議日程が繰り上がったため早急に対応を要請

第3回PT会議 平成27年8月28日(金)13:30~16:00  
総務委員会と合同会議

協議事項

- (1) 開催日の確認 平成27年9月18日(金) 13:00~19:00 場所 ホテルアソシア静岡3F駿府
- (2) 参加者名簿の確認
- (3) 行政懇談会の形式
- (4) 行政懇談会次第
- (5) 行政懇談会テーマ
- (6) 本会役員等役割分担確認
- (7) 分科会報告書様式
- (8) 懇親会の形式

## 組織再編検証PT チーフ 渡邊政年

組織再編後約3ヶ月しか経っていないことから、現時点において具体的調査・検証は行っていない。少なくとも今年度一年経過の後、各組織における活動状況・問題点など担当者より報告を受けた上で当PTの見解をまとめ組織再編について報告・提案をする予定。

## 青年会員PT チーフ 諸田 薫

7月29日 第一回委員会開催

8月19日 新入会員増員策として資格専門学校における受験生向け出前講座につきレック社長へ提案。11月28日と2月6日に実施が決定。11月の講師は福田部長が担当。

## 女性会員PT チーフ 和田野みよ子

7月23日に、意見及び提案を討議いたしました。この会議では、担当業務全般にわたる意見等がありました。

## 新入会員PT チーフ 神木俊典

1. 6月4日合同会議での顔合わせ
2. 7月29日会議開催。「会務運営のあり方」「既存業務に関する意見」「新規業務の提言」の内容についてフリートークで意見交換を行なった。次回会議の10月と12月の2回で意見を取りまとめ、答申する予定。

## 講習会・研修会

### 中小企業支援の為の研究会 第一回

日 時 平成27年 8 月10日(月)自13時00分至17時00分  
 場 所 シズウェル601会議室  
 講 師 岩瀬喜臣副会長  
 内 容 行政書士が行なう中小企業支援の内容と知的資産経営の概要  
 受講者数 11名



### 中小企業支援の為の研究会 第二回

日 時 平成27年 8 月31日(月)自13時30分至17時00分  
 場 所 シズウェル601会議室  
 講 師 田中めぐみ中小企業委員会委員  
 内 容 (1) 知的資産経営の実践  
 (2) セグメント分析のワーク  
 受講者数 12名

### 中小企業支援の為の研究会 第三回

日 時 平成27年 9 月 8 日(火)自13時30分至17時00分  
 場 所 シズウェル103会議室  
 講 師 橋村賢治、田中めぐみ中小企業委員会委員  
 岩瀬喜臣副会長  
 内 容 (1) 知的資産の開示方法 講師：橋村  
 (2) 知的資産経営導入への支援プロセス 講師：田中  
 (3) 知的資産経営初級編のまとめ 講師：岩瀬

受講者数 10名



### 車庫証明代理申請の実務講習会

日 時 平成27年 9 月 9 日(水)自13時30分至15時45分  
 場 所 静岡県社会福祉会館「シズウェル」103号室  
 講 師 静岡県警察本部交通部交通規制課係長  
 櫻井真吾様

内 容 (1) 代理申請における注意点  
 (2) 申請書類記載上の注意点  
 (3) 質疑応答

受講者数 26名



## 中小企業委員会事業承継講習会

日時 平成27年9月25日(金)自13時30分至17時00分  
場所 ペガサートプレザンルーム  
講師 中村聡介中小企業委員会委員  
内容 (1) 事業承継から見た各許可制度  
(2) 事業承継に活用する知的資産経営支援  
(3) 事業承継支援に必要なその他の知識  
受講者数 50名



## 公教育出前講座講師養成研修会

日時 平成27年10月2日(金)自13時30分至16時30分  
場所 シズウェル101会議室  
講師 岸本敏和会長  
公教育出前講座G 吉田 勇キャプテン  
鈴木秀和会員  
内容 (1) 一般知識としてのマイナンバー制度  
(2) 伊東商業高校における公教育出前講座G会員の体験談  
(3) 公教育出前講座の現況と講師養成について  
受講者数 23名



## 特定行政書士考査

日時：平成27年10月4日 14時～16時  
場所：静岡市商工会議所

出席者 101名

行政不服審査の代理権行使できる特定行政書士の考査が平成27年10月4日に実施されました。



## 平成27年度行政懇談会

【静岡県議会総務委員会】

### 第1分科会

#### 1) 報告事項

- ① 県内各市町に対する行政書士法遵守の請願の報告について
- ② 大規模災害時支援協定について

#### 2) 協議事項

- ① 行政書士懲戒処分の基準制定について
- ② 特定行政書士制度と許認可行政

座長：五條常任理事

#### 1) 報告事項

- ① 県内各市町に対する行政書士法遵守の請願の報告について

当会では市民、県民に重大な不利益を与える非行政書士の排除を目的として行政窓口で申請者及び申請代理人等の本人確認を徹底していただく内容の請願活動を県内各市町の議会に行っています。平成23年3月23日の浜松市を皮切りに現在まで県内19市町で請願が採択され、人口比率では静岡県の人口の約82%となっています。

- ② 大規模災害時支援協定について

静岡県で大規模災害が発生した場合、行政書士が迅速かつ的確に被災者支援を行うことを目的として、当会では、事前に静岡県下各市町と大規模災害発生時の被災者支援協定締結の事業に取り組んでいます。現在静岡県下20市町とこの協定を締結することができました。

#### 2) 協議事項

- ① 行政書士懲戒処分の基準制定について

行政書士が、行政書士法若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は処分することができることになっています。会員に対する違反行為の認識を徹底し違反行為の減少並びに処分決定の迅速化を図ることを目的に詳細な処分規定を設けていただくことをご検討いただきたく提案致します。

- ② 特定行政書士制度と許認可行政

平成26年6月26日公布、12月27日施行の改正行政書士法では、一定の法定研修を修了した行政書士が、効果測定の後特定行政書士とすることができます。特定行政書士は、行政書士が作成し、官公署に提出した許認可等の申請に対する、違法又は不当な処分に対してなされる審査請求の代理及びその書類作成を行うことができます。

静岡県行政書士会では、現在103名の会員が述べ20時間の法定研修を受講しており、10月4日の効果測定合格者が特定行政書士として誕生します。将来的には、審査請求の審理手続きにおける諮問機関(国に於いては行政不服審査会、静岡県に於いては県が設置する機関)の要員に、行政手続きの専門家である行政書士の登用を御願ひします。

【静岡県議会企画文化観光委員会】

### 第2分科会

- 1) 静岡県の外国人観光客誘致事業への参画について
- 2) 外国人技能実習制度拡充に伴う行政書士の活用について
- 3) 富士山静岡空港出入国外国人急増への対応について

座長：後藤副会長

- 1) 静岡県の外国人観光客誘致事業への参画について

富士山静岡空港を利用する外国人観光客の急増が続いております。これら観光客の静岡県内への誘導を積極的に進め、観光を通じて地域経済の活性化につなげることが重要と考えます。

最近の外国人旅行客の急増は、ホテル、旅館などの観光産業だけでなく、思わぬところに波及しております。一例をあげますと、飲食店への外国人客の増加、しかも和食店舗だけでなく、ラーメン店やカレー店といった日本独特の発展を遂げた料理店にも来店が増えているとのこと。こう

した飲食店舗を経営する会社から、私ども行政書士に外国人客の対応、更なる集客のために外国人スタッフを採用したいとの相談や実際に雇用のため入管への申請手続きを行うケースが今年になって増加しており、これまで外国人を雇用したことがない業種、企業に県内外国人の新たな雇用の必要性を生み出しています。

外国人観光客の県内誘致には各地域、産業に多言語に対応した通訳、案内人の配置といった受け入れ態勢の整備は欠かせません。私ども行政書士は外国人スタッフ確保のための入管手続き、このほかにも外国人観光客誘致に関わる運輸、旅行、旅館、飲食店といった業界の許認可、届出等に精通しております。

静岡県では文化・観光部を中心に外国人観光客の県内誘致のため様々な方策・取組を講じているかと思いますが、上述のような行政書士の専門知識を活用する取組をぜひ考慮して頂いて外国人観光客誘致の一助になるよう提案致します。

## 2) 外国人技能実習制度拡充に伴う行政書士の利活用について

人手不足が深刻化する建設産業や介護分野における外国人労働者の活用を拡大する為、外国人技能実習制度の拡充策が来年度からの実施を目的に今国会で審議中です。

外国人技能実習制度は新興国への技術移転を目的とし、現行68職種で外国人実習生を受け入れています。対象職種を建設産業や介護分野にも拡充し、さらに実習期間も現行3年から5年に延ばすというものであります。

しかし、外国人技能実習制度は、外国人が日本で様々な技能・技術を学ぶという名目ながら、劣悪な労働環境、低賃金で外国人労働者を利用していると内外からの批判があるといった面もあり、実際、実習生の逃亡や賃金不払いなどトラブルが後を絶たないという問題があります。

これを踏まえ、国は上記の拡充策を行うにあたって「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（案）」を施行し、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るとしています。

内容としては、監理団体の許可制の導入、技能実習生に対する人権侵害行為に対する罰則、監理団体の認可・立ち入り調査権限を持つ「外国人技

能実習機構」の新設などですが、このうち静岡県に関わるものとして地域ごとに関係行政機関等による「地域協議会」、技能実習に係る事業者による「事業協議会」を必要に応じて設置する旨定めています。技能実習対象事業である建設業や介護事業などの許可、監督機関である静岡県も当然これら協議会の構成メンバーとなると考えられます。

私ども行政書士会会員の中には外国人実習生法定講習の講師を務めたり、実習生受入れ先企業との業務上の関わりを通じて、外国人技能実習制度や現場の実情に精通しているものが多数おります。

そこで、新しい技能実習制度のもと地域協議会、事業協議会等が設置された際には、こうした会員の経験・知識を活かせる場として静岡県行政書士会が何らかの形で関与することができ、尚且つ構成メンバーとして登用されるよう働きかけをお願いいたします。

## 3) 富士山静岡空港出入国外国人急増への対応について

昨年度の富士山静岡空港の外国人出入国者数は19万人に倍増、全国空港別では8位、地方管理空港の中ではトップとなりました。今年度も中国路線増便により外国人出入国数の増加数、伸び率は過去最高を更新し続けています。

静岡空港の出入国審査は、名古屋入国管理局静岡出張所（静岡市）が担当していますが、同出張所は空港審査のほか、県東・中部に居住する外国人の在留審査、海港船舶審査を職員がおこなっています。上述のような外国人客の急増、深夜便の乗り入れ、またこれを空港での常駐でなく空港と出張所とを毎日車で往復おこなっているという状況で空港業務における出張所職員の負担は極端に大きくなっているようです。

このため静岡空港の外国人出入国者急増に伴い、静岡出張所に提出する申請は結果が出るまで過去には考えられなかったほどの期間がかかるという状況が顕著となっています。空港業務のない入管浜松出張所ではこれまで同様円滑な審査がなされており、空港業務の多忙が静岡出張所の在留審査遅延につながっていることは明らかです。そのため東・中部の申請取次行政書士は多少なりとも早く結果を得るため名古屋入管本局に赴き申請を行うなど時間的・経済的負担が大きくなっています。

もとより入管の人員配置、体制整備は国の行政に関わることでありますが、静岡空港を管理する静岡県サイドから国へ、在留審査遅延改善のための働きかけ（特に入管職員の静岡空港への常駐化）をお願いしていただけないでしょうか。また、これは静岡空港開港の前後の話ですが、静岡県職員が入管に出向応援していたとの話があります。

今後中国、台湾を含めた東南アジア方面との結びつきが多くなるかと思いますが、将来的に県職員の空港での仕事量も拡大され、煩雑化される事が予想されるなか、申請取次で実績をあげている行政書士が県職員の補助的作業に携わる事によって、急増する外国人の事務的作業の一助になるかと考えております。

※ 法務省入国管理局は、静岡出張所審査官の3名増員、出入国審査ブースの増設で対応するとしているが、これはあくまで空港の入国審査の迅速化を図る目的であり、在留審査期間の短縮にはつながっていないのが実情であります。

## 【静岡県議会くらし環境委員会】

### 第3分科会

- 1) 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間について
- 2) 産業廃棄物収集運搬業許可における積替保管行為の取扱いについて  
(石綿含有廃棄物、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を認めてほしい)
- 3) 移動式処理施設における静岡県の取り扱いについて
- 4) 産業廃棄物処分業許可における選別処理施設の許可について

座長：児島常任理事

- 1) 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間について

産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間については、事務取扱要領において収集運搬業許可は「40日」、処分業許可は「50日」と定められています。また、更新許可については「受付」をもって許可更新がなされたものとしてみなされ、

業務継続が認められています。

ところが、実態としては収集運搬に関してはほとんど「40日」にて許可されていますが、処分業に関しては「50日」が守られないケースが多々あります。たとえば最近特に多くなりましたが、5年前更新時には指摘されていなかった事項が補正されたり、A事業者では認められたケースが、B事業者では認められない等、申請場所または申請時期により取り扱いが違っているため、審査に時間がかかってしまうことがあります。

5年前の更新時に認められていたことが、更新時に改善を求められる事は、5年前の許可判断を自ら否定することであり、行政としての一貫性に欠ける事はもとより、過去5年間は間違った状態で営業をしていたという、事業者の業務も否定することになります。

当時の担当者と協議をして、(おそらく指示等もあったと考えられます。)莫大な費用をかけて施設等の改善をした業者もあったと聞いております。法改正又は通達等による変更の場合は、事前にアナウンスされることであり、事業者や私達行政書士は、事前に準備ができますが、書類を提出してから担当者により判断基準が違う事は、事業者等に多大な不利益を与えてしまいます。従いまして、審査基準の公正明確化を求めると共に、標準事務処理期間については静岡県事務取扱要領にある期間を遵守されることを要望致します。

- 2) 産業廃棄物収集運搬業許可における積替保管行為の取扱いについて

(石綿含有廃棄物、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を認めてほしい)

産業廃棄物収集運搬業許可における石綿含有廃棄物の積替保管行為の取扱について平成25年4月1日に改正された「産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領」は、第4 収集運搬業における積替保管、第4-1 積替保管を認める場合の(1)に、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、「数次の請負によって行われる結果として処理責任の所在が曖昧になりやすい」という建設工事特有の事情に鑑み、排出事業者である元請業者による自ら保管を指導することとし、積替え保管を認めないものとする事になりました。

上記に付き以下の理由にて、石綿含有廃棄物に

については、収集運搬業者による積替保管を認められるよう要望致します。平成3年10月に改正された廃棄物処理法が平成4年7月から施行されたが、同法施行令により、一定の事業活動に伴って生ずる廃石綿等は特別産業廃棄物として指定され、通常の産業廃棄物とは異なる規制をうけることになりました。

また平成18年10月の廃棄物処理法施行令の改正により、石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の処理基準が、平成22年12月の同令の改正により廃石綿等の埋立処分基準がそれぞれ強化されました。石綿含有廃棄物である廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は建築物の解体によって生じるがその含有建材としては、

- ・ビニル床タイル（Pタイル）
- ・繊維強化セメント板
- ・石綿含有スレート（波板、ボード）
- ・石綿含有パーライト板
- ・石綿含有スレート
- ・木毛セメント積層板

等が挙げられ、これらの製造は1914年頃から始まり1999年まで製造されました。

現在、当該石綿含有建材を使用して建築された木造建物の内、35年ないし40年を経過した建築物が耐震建築への移行に伴い解体し新築されようとしています。これらの建物一棟から排出される石綿含有建材等は屋根材、内装材、外壁材として排出量としては、1㎡乃至2㎡位と推定され、廃棄物の量としては少量にすぎません。

木造建物解体業者又は収集運搬業者は中小零細業者が多く一棟の解体建物から少量しか排出されない廃棄物を遠隔地の最終処分場に運搬搬入するのはかなりのコスト高となります。

その為、他の廃棄物と混載して中間処分場に持ち込まれこれを破砕した場合に非飛散性の石綿が飛散し作業員が吸引する虞が生ずる事となります。

また、少量であるがゆえに不法投棄となるおそれも十分考えられます。いずれにしても、今後多量に排出される石綿含有廃棄物を積替え保管なしにすることに問題が大きくなる事は充分予測されるところであります。

以上の観点から、県内の政令市、他県にあっては当該含有3品目については、積替え保管を認め許可をしている実情も踏まえ、本県においても処

方を要望するものであります。

### 3) 移動式処理施設における静岡県の取り扱いについて

これまで下請け業者が解体業で木くずやがれきの処理を請負った場合、解体後に処理場まで運搬しておりました。元請け業者であれば、経過措置（※参考）により移動式処理施設を使用して現場での処理が設置許可を取得することなくすることが出来ました。下請け業者が現場での破砕処理する場合、設置許可を必要とし、また条例等の法制度が整備されていないため実際には現場処理をすることは不可能でありました。これが先般国からの通達（平成26年5月30日環産産発第1405303号）により下請け業者による現場処理を可能とする条例等の整備を推進することになりました。

一般財団法人日本環境衛生センターのH24アンケートによると、移動式処理施設の設置許可においては全国各自治体により取扱や対応は様々であり、問題や課題があるとする自治体も多い（全体の約65%）結果となっています。今後、各自治体において移動式処理施設の設置許可の審査の考え方や生活環境影響調査に関するガイドラインが活用され、設置許可が増えることで生活環境へ配慮しつつ、建設工事現場におけるリサイクルの促進につながることを期待されています。実際の運用までにはもう少し時間がかかるところであります。平成27年7月27日現在、浜松市及び静岡市の条例においては移動式処理施設の許可申請が制定されております。静岡県においては、条例制定がなされない静岡県内での移動処理施設の許可申請が出来ないためご検討をお願いしたく要望いたします。

#### （※参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則（平成12年11月29日政令第493号）第二条（経過措置）において、当分の間、移動式がれき類等破砕施設（この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第八号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。）を設置しようとする者（事業者に限る。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けることを要しない。



#### 4) 産業廃棄物処分業許可における選別処理施設の許可について

平成23年3月30日環産第110329004号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」によれば、建設廃棄物処理指針として各都道府県・各政令市は以下のこと等を関係者に指導徹底するよう通知した。

建設工事に伴う廃棄物として、「安定型産業廃棄物」廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、「建設混合廃棄物」木くず、紙くず等が「安定型産業廃棄物」に混在しているものを例示している。

また、建設混合廃棄物の取扱いとして、処理にあたっては、総体として「安定型産業廃棄物」以外の廃棄物として取扱い、中間処理施設又は管理型最終処分場において適切に処理しなければならないとしているが、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別処理（手選別、篩選別、風力選別、磁力選別、電気選別）し、熱しゃく減量を5%以下とした場合「安定型産業廃棄物」として安定型最終処分場にて処分することができるとした。

中間処理施設としての「選別設備」とは、各種の選別機械、コンベア、破碎機等を組み合わせた一連のシステムとして構成されたものと例示している。

選別処理は、

- ① コンクリート破片や金属くずといった再生し資源化できるものを生み出す事ができる。
- ② 混在した廃棄物を管理型最終処分場ではなく、安定型最終処分場で処理するので処分費のコストダウンに繋がる。
- ③ 可燃物と不燃物に分別できることでリサイクル化と、処分費の削減となる。

以上のことから、静岡県が事業者に求める「産業廃棄物の減量化及び資源化に大いに推奨されるべき処理方法と言えるのではないのでしょうか。

従いまして、静岡県行政書士会環境委員会としては県内政令都市および他県でも許可していることを踏まえ、静岡県議会くらし環境委員会の議員の方々のご理解を得、静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課産業廃棄物班への働きかけをお願いするところです。

【静岡県議会厚生委員会】

#### 第4分科会

- 1) 医療法人設立認可申請及び認可後の諸手続きにおける行政書士の利活用について
- 2) 信託制度の利用による新たな高齢者・障害者等の財産管理サポートと行政書士の利活用について  
座長：中里常任理事

#### 1) 医療法人設立認可申請及び認可後の諸手続きにおける行政書士の利活用について

医療法人制度の目的は、医療事業の経営主体を法人化することにより、資金の集積を容易にし、医療機関等の経営に永続性を付与し、私人による医療事業の経営困難を緩和することにより高額医療機器の導入が容易となる等、医療の高度化を図ることができ、地域医療供給を安定させます。

医療法人の設立認可を受け、病院等を開設するまでには、株式会社等の設立とは異なる手続き、制限等があり、それには医療法人設立後の経営を見越した重要な意思決定も含まれるため、非常に煩雑な手続きを要します。その設立認可申請手続きを円滑かつ迅速に行うため、静岡県においては事前協議方式をとっており、静岡県行政書士会ではその事前協議資料審査業務等に関し静岡県と業務委託契約を締結しておりました。委託業務の実施にあたっては、静岡県行政書士会の会員であって、静岡県行政書士会が実施した能力担保試験に合格した者を審査業務要員として指名し、静岡県から承認を受けておりました。平成19年当時、36名の事前審査業務要員を擁するまでになっておりましたが、平成19年施行の第五次医療法改正により、医療法人の設立件数が激減したため、これ以降静岡県との業務委託契約は更新されず、現在に至っております。

その後改正から8年あまりが経過し、基金拠出型医療法人設立の良さが理解されるようになり、確実に設立件数が増加しております。

医療法人設立認可申請はもとより診療所開設許可申請、保険医療機関指定申請、役員変更届等の認可後の諸手続きにつきましても、医療法人の運営実務上広い範囲で行政書士がサポートできます。併せて静岡県職員の負担軽減にもつながる協力をさせていただきたいと存じます。

これら手続きにつきましては、本人並びに行政

書士以外の無資格者による代行申請が目立ちます。申請者ご本人の権利を守るために無資格者による申請行為を排除し、行政書士を利活用くださいませようお願い申し上げます。

## 2) 信託制度の利用による新たな高齢者・障害者等の財産管理サポートと行政書士の利活用について

平成18年の信託法の全面改正により、従来の信託銀行等による商事信託のほかに、広く民事信託が認められるに至りました。

信託は、その目的を定め、財産を受託者に移転し、受託者はその財産を信託財産として、信託の目的に従い受益者のために管理・処分を行うことによって、受益者に信託利益を享受させる制度です。

精神上の障害から判断能力が減退した場合、成年後見制度の対象となりますが、そこまでは至らない高齢者や障害者は、この制度の対象者とはなりません。この後見制度によって保護できない高齢者や障害者の個別的な事情に応じて、民事信託を利用して、契約による柔軟な内容の信託行為を設定し、きめ細かなサポートが可能になると考えられます。

財産の所有権が一旦受託者に移転することによって、受託者が直接財産を管理処分することで高齢者・障害者等をいわゆる特殊詐欺から守り、財産管理の煩雑さから解放することができる一方、その財産から生ずる利益は全て受益者のものとする優れた制度であると言えます。更に、任意後見契約と信託を組み合わせることで、法定後見制度では難しい諸問題を信託によりカバーできると考えられます。

また、障害のある子の監護養育について、親の亡きあとの財産管理サポートに、遺言代用信託を利用することにより、親の生前の意思に基づいて設定した信託目的が実現可能となります。

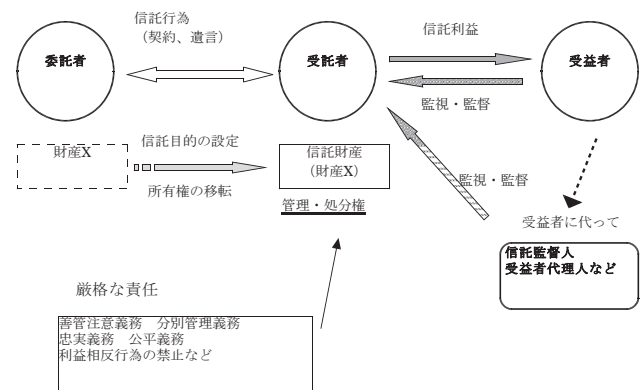
このほかに、後継者不足が問題となっている事業承継、世代を超えた財産承継が可能となる後継ぎ遺贈型受益者連続信託など、多方面において信託の活用が可能となっています。

信託制度は、財産の所有名義が一旦受託者に移転することから、まだ日本においては心理的抵抗感があることは否めませんが、受託者の固有財産とは峻別され信託財産となることで、受託者は信託目的に拘束され、かつ、自己のために自由に財

産処分することを許されず、更に受益者のために各種の高度な注意義務が課されているため、安心して利用できると考えられます。

行政書士は、この信託の設計や信託契約書の作成等を行うことが可能であると共に、受託者が家族である場合、法律専門家として信託監督人や、自ら受託者の監督が難しい受益者の代理人としてサポートすることが可能です。

静岡県健康福祉部では、障害福祉計画において施設やサービスの充実を図りつつ、障害のある方が施設から住み慣れた地域生活や一般就労への移行など、障害者の自立支援に取り組まれています。信託制度を利用することにより、障害のある方が将来安心して暮らせるよう、障害福祉計画に行政書士を利活用していただけるようご検討いただきたく提案いたします。また、静岡県社会福祉協議会における高齢者・障害者の権利擁護、財産管理システムの構築において、共同研究や事業の連携が可能ではないかと思料いたします。



### 【静岡県議会産業委員会】

### 第5分科会

- 1) 静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例第5条の“自らの知的資産活用”に関する具体的支援方法について
- 2) 経営革新計画の承認企業への補助金交付決定後の支援について行政書士の利活用
- 3) 静岡県における人口減少対策の一案として《都市計画法の再考に関して・・・空き家再利用の検討等》

座長：岩瀬副会長  
鈴木常任理事

## 1) 静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例第5条の“自らの知的資産活用”に関する具体的支援方法について

平成26年3月静岡県議会において制定された「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例（以下、「中小企業支援条例」という。）」に謳われている第5条「自らの知的資産活用」に関し、より具体的な支援策を策定していただくために、静岡県行政書士会中小企業支援委員会として、以下の提案・要望を提出致します。

### 記

知的資産経営報告の活用法に関して、例えば京都府においては本県と同様な中小企業支援条例を策定し、その中で「知的資産経営報告書」を基に、具体的な施策を既に実行しています。中小企業が「知的資産経営報告書」を京都府庁に提出し、京都府庁の評価委員会により認証を受けることにより主に下記のようなメリットを中小企業が受けています。

- ① 資金調達の支援として有利な融資が受けられる
- ② 挑戦する調達“チャレンジ・バイ”と名付けられ、京都府が随意契約により新商品を購入する（調達に関する規定等の改定が必要）
- ③ 販路拡大に繋げるべく、大手企業との交流の機会を提供する（ビジネス商談会等の実施）
- ④ 認証済の企業の知的資産経営報告書を京都府庁のホームページに掲載することにより、“がんばる中小企業”の紹介や地域中小企業の認知度等の向上

このような具体的施策を実施することが、中小企業が本来保持している知的資産をより可視化させると同時に、真の意味での“がんばる中小企業”を支援することに繋がると考えます。中小企業支援条例は、中小企業者にとってたいへん有用な条例ではありますが、さらに枝葉を育て伸ばし、青々とした大樹に育てるためにも、具体的施策の策定を検討していただきたいと存じます。尚、最後に申し伝えますれば、現実的な支援要綱等を策定していただき、中小企業支援の根幹となる中小企業支援条例に成長させていただくことが、県議会に

おける役割であると思料しています。是非とも発展あるご協議をお願いする次第でございます。

以上

## 2) 経営革新計画の承認企業への補助金交付決定後の支援について行政書士の利活用

経営革新承認申請及び経営革新計画承認企業の補助金申請は行政書士の業務であり、多くの行政書士が取り扱っています。また、金融機関がこれらの申請をサポートしているケースが多く見られますが、その目的は補助金が採択された企業への融資が目的であり、補助金制度を活かす本来の取り組みが為されているかが疑問です。

行政書士は知的資産経営ほか中小企業支援の手法を身に着け、企業がしっかりと補助金事業に取り組んでいくためのサポートも行います。

また補助金交付決定後は、補助事業期間において煩雑な事務処理が要求される上、中小企業診断士等の外部専門家の支援も少なくなります。管理方法などの手続きを間違えることにより折角の補助金が減額される場合もあるなど、企業担当者が事務処理に苦慮するケースが多いと聞き及んでおります。

行政書士は許認可手続や会計記帳を業務としており、補助事業における事務処理との共通点を多く持っています。私たちが支援することで、補助事業が円滑に処理され予算が無駄なく有効に執行される一助となるものと考えております。

経営革新計画の策定・承認申請並びに経営革新計画の承認企業への補助金交付決定後の支援には、経営者に寄り添って事業計画を実現する行政書士の積極的な利活用を要望します。

## 3) 静岡県における人口減少対策の一案として《都市計画法の再考に関して・・・空き家再利用の検討等》

静岡県における人口減少に関する対策として、提案させていただきます。私たち行政書士は相続手続きから住宅の新築に関する手続きまで幅広い業務範囲で活動をしています。それらの業務を通して感ずることは、一例として相続に関した事項であります。相続人が都市部において既に生活の基盤を形成している等の場合、市街化調整区域内にある親所有等の家屋を相続した事例では、その家屋は、誰も利用することなく空き家化してしま

うことが散見されます。

その空き屋は、その後なんの利用もされず老朽化が進み、防犯上、景観上も社会問題となるケースもあります。ひいては、地域の過疎化の要因ともなり、市街地に至近な割には、活性化まで失われてしまいます。市街化区域であれば、再利用への方法もそう難しくはありませんが、市街化調整区域の場合、都市計画法に基づく用途変更の手続き等が必要になり、簡単に改修・増改築等ができません。

また、相続人以外の者を所有者とすることも、簡単にはできません。地元で働き地元マイホームを夢見る人たちはたくさんおります。住環境が整わないために転出を希望する人たちもあるやに聞きます。住宅を新築するよりも既存の中古住宅を改修して、コストをかけずに地域に居住できることが、若年世代には負担にならないことであります。市街化調整区域内にある中古住宅の活用が、都市計画法によって規制され、フレキシブルな運用ができないことが、家屋並びに土地という貴重な財産を無駄にってしまうことになっていることを痛感致します。

2015年は、空き家対策元年と位置付けされ、家屋の改造費や解体費用に自治体からの補助金の支給が検討されているようですが、補助金行政も極めて大事な施策であると思いますが、都市計画地域の見直し、あるいは都市計画法の見直し、空き家対策に有効であり、そのことによりマイホームや事業所が所有できることになれば、人口流出削減の対策の一助になろうかと思料いたします。是非とも活発な議論をお願いする次第であります。

## 【静岡県議会建設委員会】

### 第6分科会

- 1) 建設業許可審査基準の改正による諸問題について
- 2) 経営事項審査申請における審査基準の統一について
- 3) 意見交換会

座長：平岡副会長

#### 1) 建設業許可審査基準の改正による諸問題について

平成27年4月1日より改正された建設業法施行に伴い、静岡県における建設業許可申請、変更届の内容が大きく変わりました。

具体的には、許可要件の要である「経営業務の管理責任者」、「専任の技術者」の在籍期間ならびに工事実績を証明するための確認裏付け資料の拡大、それらの常勤性を裏付ける疎明資料の拡大等で、新規許可申請（法人成含む）、更新許可、専任技術者の変更等が困難若しくは出来ない事業者が現れてきています。

このような事務の取扱いは建設業者の減少に繋がり、現在、国土交通省が社会保険の加入義務を徹底することで若手育成を図る施策と逆行するとともに、許可を得られない業者による営業が増加し行政による管理が行き渡らないことで起こる弊害が危惧されます。

これらの取扱いを再度見直して頂き、建設業許可行政が建設業者に負担が少なく、そして優良な建設業者が健全に発展する環境形成をお願いします。

#### 2) 経営事項審査申請における審査基準の統一について

公共工事を請け負うため、建設業者の評価を数値化するための「経営事項審査申請」があり、審査申請書は全国統一の様式であり、評定値の算出についても全国変わることがありません。ただし、審査基準は各県単位で決められ、その県が定めた基準によって審査されます。当然、静岡県も毎年「審査申請要領」が発表されその要領に沿って審査が行われ事業者の評点が決定されます。

自己資本額、営業利益等事業所の決算書から転記するものであれば他県と同じなのですが、完成工事高（申請工事業種ごとに分かれて記載）、技術職員、雇用保険・社会保険の加入状況をはじめとした各制度への加入状況、建設機械の保有状況等の判断は各県独自の基準が設けられています。

静岡県の業者が静岡県ならびに静岡県内の市町村に入札参加を希望するのであれば、公平性が保たれるのですが、国や隣の愛知県、神奈川県、長野県や国の外郭団体等にも希望する業者がいます。判断基準が各県で異なることから公平性は崩れてしまいます。特に静岡県は判断基準が厳しいのか

始どの項目において全国平均を大きく下回っていることから静岡県内の業者は、県外に入札希望をした場合、不利な状況下におかれてしまいます。せめて東海地区等で審査基準を統一できるように仕組みを構築して頂きたいと思えます。

### 3) ひとこと

毎年、静岡県建設業課と静岡県行政書士会建設業委員会とで、建設業許可、経営事項審査申請における意見交換を行い、県側ならびに行政書士会側の意見や主張、お願いを含めて他面に渡り話し合う機会を設けて頂いていることで、申請手続きをスムーズに進めることが出来ています。今後においても県と業者のパイプ役である静岡県行政書士会建設業委員会との意見交換会をより多く、そして、より深いものにしていきたいと思っています。

本年も8月6日(金)に県庁内において開催されました。その意見交換会に用意した資料も添付いたします。

議員懇談会の際には、これらの内容について何らかの回答を頂いているものもあるかもしれませんが、進展がないものについては県議の皆様方のお力をお借りできればと思っていますのでよろしくお願ひします。

## 【静岡県議会文教警察委員会】

### 第7分科会

- 1) 各市町の税務窓口における法人等の所在地証明書等の交付申請にかかる対応の違いについて
- 2) 車庫証明受付窓口（警察署）での本人確認の指導、徹底について
- 3) 高等学校等への出前講座実施の拡大について  
座長：日内地常任理事

- 1) 各市町の税務窓口における法人等の所在地証明書等の交付申請にかかる対応の違いについて

自動車保管場所証明申請において、「使用の本拠の位置」の所在地証明書として法人等所在地証明書を添付する場合があります。この申請は、その「使用の本拠の位置」（支店、営業所、出張所等）のある市町に申請して所在地証明書等を交付してもらうものですが、各市町によって委任状添

付の要否に差があります。

例えば、浜松市や静岡市、沼津市といった大きな市では委任状が不要なのに対し、東部地区等の市町では特に委任状を必要としています。

また、その申請適格者についても、「どなたでも」と無制限にしている自治体、当該法人等としている自治体と二分化されています（委任状添付を義務付けているのであれば、申請者はその法人等となるのは当然の帰結ではありますが）。

そもそも、法人等の支店、営業所、出張所といった営業の拠点の所在地に関しては、個人情報保護法上の個人情報にはあらず、単なる所在地証明となれば、市県民税の詳細な課税状況が記載された課税証明書に比べ、企業の機密情報とは言えないものと思われれます。また、そういった営業の拠点の所在地は、むしろ事業者が積極的に公開しているような傾向にあります。そういう意味では商業登記事項証明書と同様に、委任状不要、申請者は無制限と扱うべきではないかと考えます。

また本店が遠隔地にある場合等日数的にも時間を要することが多いので、申請者の負担軽減を考える意味においても是非ご検討いただき、各市町に斉一化のお願いをすところす。

これらの書類は警察署の窓口へ提出するのですが、これらに代わる疎明資料として他に簡易かつ適切な方法はないものかと静岡県警本部にも問いかけたいと思ひますがいかがでしょうか。

#### 参考添付資料（例示）

- ① 「法人の所在証明書又は営業証明書等の交付申請に係わる委任状等の要否」の調査資料
- ② 申請書…営業証明書交付申請書（熱海市）
- ③ 証明書…所在証明書（小山町）、法人税登録証明書等（沼津市、富士市、伊東市）

- 2) 車庫証明受付窓口（警察署）での本人確認の指導、徹底について

昨今、市役所での各種申請について、必ず来所者の本人確認になるものの提示を求められます。これにより、請求資格者外の排除をして個人情報保護を図るものと考えられます。郵便局・銀行等の金融機関についても同様の手続を求められています。

しかしながら、自動車保管場所証明申請を受付する各警察署の窓口では、そのような光景を目にすることはありません。口頭にて「ご本人さまで

すか」と尋ねることはあるようですが、免許証や身分証明になるものの提示を求めることはありません。

現行、本人申請、代理申請の他に代行申請と称し、自動車販売業の方が窓口を訪れ申請、受領をしておりますが、これはあくまで慣行上の行為であり、何ら根拠となる法が存するわけではありません。

これら車庫証明業務について日行連と自販連とのいきさつを以下述べます。

行政書士による車庫証明業務の取扱いにつきましては、昭和52年10月6日日本行政書士連合会と社団法人日本自動車販売協会連合会との間で合意確認書が締結され、車庫証明の申請に関する基本方針として、「自動車販売店（セールスマン等）はユーザーに対し、自動車保管場所証明書（車庫証明）も交付申請書（添付書類を含む）は、必ずユーザー自身が記入作成するよう奨め、ユーザーが自ら交付申請書を作成しない場合には、セールスマン等はユーザー自身が行政書士に直接依頼するよう奨めるものとする。」とし、同59年9月26日も再度、締結を行っています。（別紙1）

本県では、平成4年12月3日静岡県議会において、「行政書士法の趣旨の徹底による窓口業務の適正化に関する請願書」が採択され、静岡県総務部長名にて文第275号（平成5年2月24日付け）をもって、静岡県警察本部長宛に行政書士法の趣旨の徹底による窓口業務の適正化について通知されております。（別紙2）また、自販連もこのことを承知しております。にもかかわらず、39年間の長きにわたり改善されているとは思えない状態が続き、現在に至っております。

行政書士法においては、平成14年7月1日施行（平成13年法律第77号）の改正法により、業務が明確化され、「他人の依頼を受け報酬を得て、法第1条の2の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続きについて代理すること及び行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することを行政書士の業務とする（但し、他の法律において制限がされている事項についてはこの限りでない）」となりました。従って、行政書士でない者が、法第1条の2に規定する書類の作成を業として行った場合は、法第19条違反となります。（別紙3）

自動車販売業の方が各警察署の自動車保管場所証明申請窓口を訪れ、申請、受領をしているのを頻繁に見受けます。上述のとおりこの行為は明らかに行政書士法違反です。窓口で本人確認を行うことにより、本人申請・代理申請・代行申請の別を明らかにしていただき、違法または脱法行為の恐れのある業者等の窓口指導をお願いすると共に、改めて行政書士法遵守を徹底し、違法業者の申請受領拒否等違法行為の排除をお願いします。

添付資料

- 別紙1 日本行政書士連合会と社団法人日本自動車販売協会連合会との合意確認書
- 別紙2 行政書士法の趣旨の徹底による窓口業務の適正化について
- 別紙3 平成13年法律第77号による改正行政書士法の解説
- 別紙4 行政書士法、同施行規則の抜粋
- 別紙5 車庫証明業務に関する先例

### 3) 高等学校等への出前講座実施の拡大について

静岡県行政書士会では社会貢献事業の一環として高等学校等へ出向き、高校生などが今後必要と思われる法律知識をわかりやすく出前授業として実施しています。

平成26年2月には伊東商業高校で卒業間近の3年生を対象に「住民票と戸籍について」「改正道路交通法と自転車事故について」というテーマで、また平成26年6月には常葉大学法学部で1、2年生を対象に「街の法律家 行政書士になろう」というテーマでそれぞれ出前授業を実施しました。今年度も県下の高等学校等で出前授業を予定しています。

今後も静岡県行政書士会では、この出前授業の活動を充実させ、高校生等に将来実生活に於いて役に立つ知識を身につけていただき、健全な青少年育成のためと地域社会の発展のために貢献したいと考えています。つきましては、この活動を一層充実させるために県教育委員会や校長会などへの協力要請への支援を御願います。

## 平成27年度行政書士制度広報月間

10月1日～10月31日

- 1 電話無料相談  
10月1日・2日・3日 10時から16時 静岡県行政書士会館
- 2 対面無料相談 19支部
- 3
  - ・ラジオスポット広告
  - ・SBSラジオに月見里副会長出演
  - ・静岡新聞に広告



本会3階会議室にて無料電話相談



静岡市葵区役所  
コスモス成年後見サポートセンター  
静岡支部 合同無料相談



中村こずえさん 月見里副会長  
SBSラジオ収録の様子

# 平成27年度第1回新入会員特別研修会

日時 平成27年8月28日(金)

自午前10時

至午後6時30分

会場 もくせい会館2階第1会議室

出席新入会員 37名

五條常任理事の開会の挨拶から始まり、コンプライアンスについての講義、今後の業務につながる委員会からの講義。分厚いテキストを前に真剣に聴講の新入会員。質疑応答でも活発に手が上がりました。閉会後の意見交換会では先輩会員からの様々な経験談が貴重な勉強になったことでしょう。頑張ってくださいとエールを送ります。

時間	講義内容	所属	役職	担当及び講師
10:00	開会の挨拶		常任理事	五條義人
	日程及び資料の説明		理事	神木俊典
10:05	会長挨拶		会長	岸本敏和
10:10	静岡県法務文書課長及び担当者の紹介		理事	鈴木芳雄
	静岡県経営管理部総務局法務文書課課長挨拶	静岡県経営管理部総務局法務文書課	課長	高藤吉郎様
10:15	倫理綱領唱和		副会長	後藤博行
10:20	静岡県経営管理部総務局法務文書課による「コンプライアンスについて」の講義	静岡県経営管理部 総務局法務文書課法規班	主幹兼副班長	吉野正人様
10:40	○行政書士政治連盟について		静政連会長	月見里和夫
10:50	○住民票、戸籍謄本等職務上請求書について(職務上請求G)		副会長	平岡康弘
11:40	○法令遵守、品位保持について		副会長	月見里和夫
12:00	昼食及び休憩			
	各委員会からの講義			
13:00	○風俗営業・食品営業・古物営業許可申請等	風俗保健委員会	委員長	理事 杉本和也
13:20	○遺言・相続等	相続家事委員会	委員長	理事 市原誠
13:40	○入管・帰化申請等	国際委員会	委員長	理事 藤田哲
14:00	○建設業許可申請・経営事項審査等	建設業委員会	統括部長	副会長 平岡康弘
14:20	○中小企業支援について	中小企業支援PT	チーフ	理事 松島正幸
14:50	○広報活動について	広報委員会	委員長	理事 高林和子
15:00	休憩			
15:10	○農地法申請等	農地土木委員会	委員長	理事 土田哲
15:30	○自動車登録手続・車庫証明申請等	運輸委員会	委員長	理事 田畑浩
15:50	○産業廃棄物収集運搬業許可申請	環境委員会	委員長	理事 桜井俊文
16:10	○著作権について	著作権研修G	統括部長	副会長 市川未男
16:30	質疑応答及び要望事項について		常任理事	児島良孝
16:50	受講証明書兼無料受講券授与		会長	岸本敏和
16:55	閉会の挨拶		常任理事	鈴木晃
17:00	意見交換会 開会		副会長	中山正道
18:30	意見交換会 閉会		常任理事	五條義人



## 私が目指す行政書士像

### 伊東支部 増田悦男会員

街に行政書士の看板は目にするけど、行政書士ってどんな仕事なの？どんなことをするのか？これが公務員の経験により資格を得た私の思いでした。



消防職員として36年間、ファイヤーファイターとなって炎と闘ってきましたが、その消防業務で現場活動以外では、火災予防行政に関わり、建物の防火、火災予防指導や消防用設備等の設置指導、その検査及び防火管理についての予防業務でした。また消防を退職してからの10年は、病院での施設管理業務を行い、この業務で、消防行政とは異なる経験をしてきました。今までは届出書類を受理する側だったのですが、施設管理の業務では、産業廃棄物に関する届出、上下水道に関する届出、ボイラー設備等に係るものや車両に係る届出など多様な届出書類を作成、提出する側の気持ちを味わいました。これらの仕事は、大部分が行政書士が行うことのできるものでした。

今までの消防や施設管理業務の経験を生かして何ができるのか、何をやりたいのかを模索しているところです。

何でもするのではなく、何かに特化した行政書士として、時代のニーズに対応できるものを持った仕事をしたと考えています。

それは何か。行政書士となって日の浅い私には未だ判りませんが、先輩諸兄の力をお借りして、仕事をしていきたいと思います。

### 清水支部 藤元聖一会員

私は本年5月1日に行政書士登録し開業させて頂きました。開業といっても普段は有料老人ホームを中心とした介護保険関係の事業所で仕事をしているため、現在は行政書士事務所運営とWワークをしています。



行政書士開業は福祉業界で仕事を始めた事がきっかけでした。大学卒業後電子工学関係の仕事をしていましたが、2009年の経済不況の渦中転職を余儀なくされました。そして2010年より福祉業界で現在の仕事を開始しました。まったくの未経験の分野でしたので一から勉強を開始し、日本福祉大学に編入学して社会福祉士の資格を取得しました。福祉業界の中でも高齢者分野では介護の仕事の思い浮かべる方が多いと思いますが、高齢化に伴う家族構成や生活環境の変化など家庭や地域では数多くの問題を抱えているため、専門職として様々な課題に対応する必要があります。地域における介護サービスの種類や数も不足しているため、業務の中で訪問看護ステーショ

ンや介護タクシー等の許認可の仕事は素人ながら担当させて頂きました。また、住まいに関する質問も多く受けるようになったため、宅地建物取引士の資格も合わせて取得しました。このような業務を経験するなかで行政書士の存在を知り、専門的な法律知識に基づいて更に地域・社会に貢献したいと考えるようになり、平成26年度試験合格後、“行政書士ふれあい福祉法務事務所”を自宅にて開業致しました。

世の中には数々の福祉制度が存在しますが、申請する能力が足りないばかりにその恩恵にあずかることが出来ない場面を数多く見てきた経験から、行政書士となった今、「申請手続きのプロ・身近な街の法律家」として地域の方々に積極的に支援していきたいです。また、相続手続きがうまく進まずに売掛金の回収等ができない事業所も多いことから遺言・相続手続きの分野にも積極的に取り組みたいです。法律知識を武器に地域・社会に貢献する、福祉系行政書士を目指します。

### 西遠支部 沖田祐子会員

はじめまして。今年の7月に浜松市南区渡瀬町で開業しました新入会員の沖田です。私は、家事と子育てを中心とした生活を長く送ってきました。やがて子どもの成長と共に、時間に余裕ができ、これから意味のある人生を送る上で色々考えるようになりました。また私は比較的周りの人から声を掛けられ易い性格のため、身近な方から日常生活に関する相談をよく受ける機会がありました。しかし相談内容に対して法律の知識を必要とすることもあるため、十分に対応することができず悔しい思いをした経験もあり、法律の知識を身に付けて人の役に立つことができる行政書士を目指すことにしました。



行政書士試験に合格後は、短い期間でしたがバイタリティーある行政書士事務所に補助者として働く機会を得ることもできました。行政書士の実務は試験内容とは大きく違い、戸惑うことの連続で毎日がとても大変でしたが良い経験をすることができました。また仕事でお客様の役に立てたと実感できたときには、本当に嬉しかったことを記憶しています。

私は、7月に開業したばかりですが、今後は、主婦（一般市民感覚に近い）としての目線でお客様の想いに寄り添い、法律とお客様の想いをつなぐ架け橋になれるように心掛けて取り組みたいと思っています。これからは、主に入管業務、許認可申請、補助金申請、相続関連の業務を中心として、お客様の想いや夢を形にするお手伝いができるよう微力ながら全力を尽くして頑張りたいと思います。

## コスモス静岡第4期定時総会

平成27年9月17日(木)、シズウェル104号室にて一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター静岡県支部(通称コスモス静岡)第4期定時総会が開催された。前期における事業計画報告及び収支決算報告に関する議案に続き、今期(第4期=平成27年8月1日~平成28年7月31日)における事業計画案、収支予算案及び役員選任案につき審議が行われた。いずれの議案についても満場一致にて承認可決された。

今期よりコスモス静岡の会員がより円滑に成年後見業務を遂行できるよう、会員並びに財務の管理を担当する「総務スタッフ」及び会員の資質向上を図る研修の実施を担当する「研修スタッフ」を新設した。なお、前期に創設された「広報スタッフ」は、沼津を中心に県下東部にて市民向けセミナー及び無料相談会を複数

回実施し参加者より好評を得ている。今後は、静岡県行政書士会とのさらなる連携を図り、同会との共催による無料相談会等も県下各地において積極的に開催したいと考えている。

### 【コスモス静岡 新役員一覧】

支 部 長	神木俊典
副支部長	足立裕明、塩崎宏晃、米原 透
幹 事	杉村武司、高橋 茂、川合礼恵、 内田政幸、川口一美、佐藤卓也、 赤木大輔、山田義彦、圓戸浩二、 小淵直行、白井正則、伊藤貴佳、 石川高雄、永井克典、永井宏樹
監 事	中山正道、高安洋一
相 談 役	岸本敏和、岩瀬喜臣、我妻和男



## 官庁訪問

担当支部 沼津支部

出席者 本 会 岸本敏和会長 後藤博行・中山正道副会長  
五條義人・大塩博喜・渡邊政年・中里龍彦常任理事 奥山浩行理事  
沼津支部 川口修支部長 竹内常孝・今井敦史・小関剛副支部長  
米原透会計理事・高田匡紀理事

訪問箇所 沼津土木事務所  
東部健康福祉センター  
清水町役場  
沼津市役所

平成27年10月21日沼津支部の担当により官庁訪問を実施しました。

訪問先の清水町役場は事前の趣旨説明により、請願協議の場を設定していただきました。清水町議会からは佐野俊光議長・渡邊和豊副議長・松浦俊介議会運営委員長の皆様が出席、静岡県行政書士会からは本会役員・沼津支部役員が出席し協議をした結果、11月の町議会に付託できるよう協議が整いました。

沼津土木事務所では石塚基一郎所長、東部健康福祉センターでは池谷洋一所長、沼津市役所では栗原裕康市長に、非行政書士排除に対するご協力をお願いしてきました。



## 第2回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会

日時：平成27年9月14日（月）午後1時30分～

場所：もくせい会館第一会議室

- |   |        |  |                 |
|---|--------|--|-----------------|
| 1 | 開会の辞   | 静岡県行政書士会副会長  | 中山 正道           |
| 2 | 会長挨拶   | 静岡県行政書士会会長   | 岸本 敏和           |
| 3 | 顧問挨拶   | (1) 静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長<br>(2) 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター専務理事兼事務局長                              | 内田 成美様<br>柴 行延様 |
| 4 | 出席者紹介  |  |                 |
| 5 | 議案決議   | 第1号議案「平成26年度事業報告」<br>第2号議案「平成27年度事業計画」(案)<br>第3号議案「静岡県行政書士会暴力団排除対策協議会規程の一部改正」(案)<br>第4号議案役員選任(案) |                 |
| 6 | 宣言読み上げ | 静岡県行政書士会副会長  | 平岡 康弘           |
| 7 | 閉会の辞   | 静岡県行政書士会副会長  | 後藤 博行           |

### 5 議案決議

#### 第1号議案 平成26年度事業報告

平成26年度事業報告	
1	平成26年9月19日静岡市葵区の静岡市産業交流センターベガサートにおいて静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会設立総会を開催
2	平成26年10月20日浜松市中区のアクトシティ浜松において開催された第32回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会へ会長以下10人が参加
3	平成26年10月27日静岡市葵区の静岡市産業交流センターベガサートにおいて開催された建設業委員会業務講習会において元静岡県暴力追放運動推進センター専務理事による「行政書士会におけるコンプライアンス及び暴力団排除対策について」講演を実施
4	平成27年3月27日三島市民文化会館において公益財団法人静岡県

#### 第2号議案 平成27年度事業計画

平成27年度事業計画	
1	平成27年9月14日静岡市葵区のもくせい会館第一会議室において第2回静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会総会を開催
2	県下の地域暴力追放推進協議会が開催する大会、総会への参加
3	平成27年10月27日焼津文化会館において開催される第33回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会への参加
4	平成27年11月10日浜松市中区の地域情報センターにおいて公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターが主催する不当要求防止責任者講習を開催
5	機関誌「行政書士しずおか」等を活用し暴力団等排除対策について啓発活動の推進

### 最近の暴力団排除対策

静岡県警察本部 組織犯罪対策課 警部 鈴木俊範

#### 暴力団排除対策について

行政書士法 第十一条（依頼に応ずる義務）

行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

↓【しかし】

静岡県行政書士会暴力団等排除対策協議会規程

第6条（基本理念）

暴力団等の排除は、暴力団等が行政書士の活動及び会員の生活に不当な影響を与える存在であることにかんがみ、「暴力団を恐れない」「金を出さない」「利用しない」「交際しない」の三ない運動プラスワンを基本にして、会員、本会、支部及び関係機関が相互に連携を図りながら協力して、本会全体として推進しなければならない。

第8条（会員と暴力団等の関係の排除）

会員が第6条に規程する基本理念に反する行為をしたことが判明したときは、「行政書士にふさわしくなく重大な非行があった」と判断し、必要な措置を行うものとする。

反社と分かっている取引を継続すれば、社会からの批判を浴びる。

## 中部ブロック会議平成27年度定例会

平成27年9月5日(土)中部ブロックに所属する四支部の正副支部長、支部所属の本会役員25名が出席し当番支部の島田市で支部間の密接な連携のもと定例会が開催され、相互の理解と親睦がはかられました。

午後1時JR島田駅北口に集合。バスにて移動。

大村屋酒造場で日本酒のできるまでの説明を聞き、島田市が一望できるお茶の郷で日本庭園を散策、八ッ橋も歩いてみました。茶室「縦目楼」でお抹茶を頂きゆったりとした時間を過ごした後は、大井川鉄道新金谷駅に。機関車トーマス号に会えました。新金谷駅に満員の乗客を乗せたトーマス号が到着。転車台での方向転換をまじかで見ることのできた幸せ。そして世界一長い897.4mの木造歩道橋蓬莱橋をバスの待つ対岸まで自分の足で歩き（歩かされ？）ました。この橋映画の中でも見たことがあります。「超高速！参勤交代」だったかな…。トーマス号と蓬莱橋が今回の目玉？

なにわともあれ島田支部の「お・も・て・な・し」に感謝。

金谷町との合併後の島田市内の見学を終え賑やかな町中に戻り定例会の会議と懇親会。

会議の始めは出席者の自己紹介により役職と氏名の確認を。そして…

- 議題
1. 中部ブロック会議規約、申し合わせ事項、年次当番の確認
  2. 会費徴収事務にかかわる諸問題について
  3. 非行政書士排除活動の現状と防災協定締結後の動きについて
  4. 支部合併について
  5. 本会への要望

意見を交わした後は懇親の時。

副支部長の鈴木ファーム朝採りの栗をかけてのじゃんけん大会。じゃんけん勝ち抜くまでが大変でした。大きな栗を手にした10名の方々は次の日は栗ご飯？

大いに親睦がはかられた定例会でした。

当番の島田支部役員の皆様お疲れさまでした。



お茶の郷 庭園と茶室「縦目楼」 小堀遠州が手掛けたものを復元

## 投稿

## ジョーク

(富士宮支部 保坂 昭秀)

冒頭から厚かましいのですが、私はジョーク愛好家、固定客は性格を熟知しているのでまたかと笑っているが、初対面の客は怪訝な顔、無理のない話です。

ところで拙文エッセイを会報に投稿し続けはや三年、会員の皆様はどんな読後感をお持ちだろうか気にしつつ今宵も原稿用紙と対面している。就職試験にも作文が科せられる様に文章はIT機能の程度がわかるというから考えれば恐ろしい。しかし、私は人生笑いがなげりゃ砂漠という自分勝手な人生感を抱いている。これから披露する話は種類の雑誌で読んだジョークをネタに私なりに著作権侵害しない程度にアレンジしたもの…会員の皆にまたかと言われるのを覚悟で、なぜか中学生時代、将来シナリオライターになりたかった夢が今だ脳裏に残っているらしい。

## その一

永年勤続表彰の休暇を利用してハワイ旅行。一メートル七十センチのウドの大木。体が縮こまる狭いエコノミーシートでの片道七時間のフライトはつかれる。飛行機はウェーキ島上空を飛行中、通路を五歳くらいの金髪坊やが玩具を片手に走り回っている。両親は熟睡中、スチュワーデスが幾ら注意しても言う事をきかない。たまりかねた年輩のスチュワーデス、手を掴まえるなり「坊や、キャンデーをあげるから外で遊んでおいで」

## その二

後期高齢被保険者となると心配なのは世間で色々話

題となる死後の遺産相続問題。知人のAさん、二人の子供が相続争いするのを避ける為、遺言書を公証人役場で作成し子供を集めて了解を求めた。「わしのこの世との別れの瞬間がきたら長男Bは不動産全部、長女Cには預貯金の全部を相続させると公正証書遺言をした。くれぐれも言うが欲に絡んだ争いはするなよ」「おやじ有難う。なんてお礼を言ったらいいか、最後の親孝行したいが、何をしたらいいか」感きわまって長男は絶句した。

弱々しく「ウーン。お前達には教育をつけてやったし、住宅建築資金の一部も支援したし、最後の願いは今踏んでいるお前の足を酸素ホースからどけてくれると有難いんだがナ。」

## その三

十数年前、水彩画を趣味とするAさんが某田舎地方を取材のため旅行した。その時の逸話である。

耕耘機が当り前の今日、雑草茂る農道を今では珍しい農耕馬に乗った農夫が馬上、後を農業資材を背負った妻が歩いている。男女平等の今日「何たる横暴亭主」と思った。

それから数年後、同地方を今度は愛用カメラ持参し旅行した。またもや、雑草繁茂する農道を今度は、奥さんを先に歩かせ、農耕馬に乗った農夫を見つけた。

「余分な事を言いますが、乗馬とはクラシックスタイルですな。奥さん、従順ですね」

「マムシ対策でさ」

—お中元送れど届かぬわが希望—

# 白髭神社の真実

(静岡支部 佐藤 吉男)

## (一) 誤り多き郷土史家の諸説

祭礼の幟にかける赤い「猿っ子」や幟の上部に掲げる杉、また社紋の巴を白髭神社だけのものとしている郷土史家の説があるが、他の神社をみていない我田引水の独善である。

まず赤い「猿っ子」は、くくり猿ともいわれるもので、白髭神社だけのものではない。諸神社に共通するものである。たとえば、私は、焼津市大井神社の田遊びの幟に小座布団の四隅をくくられている猿を見ている。また、幟の上部に杉を括り付ける風習は、なにも白髭神社に限ったことではない。そもそもこの杉は、神の依代であって、神迎神事のひとつなのである。また杉だけではなくて、笹、松、榊、藁を依代にしている所もある。特に榊は寒いところでは育たないので、代わりに芝を用いている所もある。上賀茂・下賀茂神社・別雷神社の葵祭りの依代は、桂である。

また白髭神社の社紋といわれる巴紋は、本来は武具の鞘に権して巴の字を宛てたもの。巴は水が渦を巻いているのに似ているため防火のまじないとなって、神社の幟や瓦につかわれるようになった。あえていえば古くは巴御前愛用の紋で、最近では大石内蔵助、板倉勝重、西園寺公望、土方歳三の家紋である。

そんな誤りを犯して自説を展開している偽郷土史家に苦言を呈して、私はここにあって白髭神社を考察する。

## (二) 白髭神社の分布と渡来人の居住地

続日本記には「甲斐、相模、上総、下総、常陸、下野」に高麗人の奉仕した白髭神社があることが書かれている。しかし、実際のところ、白髭神社は千葉県、茨城県にはなく、山梨県、神奈川県に四社、栃木県に二社あるのみで、存外少ないのだ。だから、静岡市に白髭神社六十一礼と白鬚神社二社があるからといって、ここが高麗人の居住地だったと決め付けることは早計である。すなわち、高麗人の居住地でないところに白髭神社が存在するのだ。

確かに若光王は、天智天皇の御世に高麗人を引き連れて高句麗からやって来た。しかし、六百七十二年の壬申の乱で天武天皇が政権を取ると、大和にいることはできず、辺境の東国へ抑留された。このころ、若光はまだ二十代。白髭を生やしてはいない。配置先は大磯の高麗山山麓であった。ただ、この地には新羅人がすでに若光たちに先行して居住していて、高句麗系の

若光集団と共存するようになった。だが、朝鮮半島の情勢も変化して、新羅が強大化。そして、高句麗は唐、新羅の連合軍に滅ぼされてしまった。いわば、高麗人はポートピープルになってしまったのだ。やがて、持統天皇の御世になり、髭を蓄えて亡くなった若光は、子孫によって新羅系の白髭神社に祀られたのだ。それが、高麗神社であり、現在の高来神社である。高麗神社の分社は、箱根神社と伊豆山神社で、地理的には三角形をなしているのだ。

## (三) 三つのひげ

ひげには、髭と髯と鬚と三つの文字がある。髭は口ひげ、鬚は顎ひげ、髯は頬ひげを表す。そして、白髭神社は百七十六社で60%、白鬚神社は百十社で38%、白髯神社は六社で2%を占める。ただ長野県長野市の白髯神社は、はじめ白髭大明神であったが、白髭社を経て、現在は白髯社になっているので、時代とともに文字の使い方の変遷があり、さらに白髭という呼称さえ変化している神社がある。なお、白髭神社の本社は、滋賀県高島市高島町の白鬚神社である。

白髭神社が多いのは、木曾三川流域の岐阜県安八郡安八町、入間川流域の埼玉県日高市、安倍川流域の静岡県静岡市などの河川流域である。いずれも河川に接近した平野部や、河川上流の土砂崩れの危険のある場所にある。そして、そこは、古来、渡来人が住んでいた所といわれている。古来の渡来人といえば高麗人と秦氏である。また白髭は新羅の転訛したものという説もある。さらに新羅は、白城、比良、白国に転訛し、姫路市白国には、白国神社があり、福井県今庄町の上の宮と新羅神社と下の宮の白鬚神社はセットになっていて、新羅の渡来人がいたという。何よりも清和源氏がルーツと言われる武田信玄を遡れば新羅三郎義光がいて、新羅の渡来人である。山梨県内船には富士川の畔に新羅神社がある。

さらに浜松市の奥山方広寺付近には新羅堂崩れがあって、新羅系の渡来人がいたと思われる。

さて秦氏も新羅系の渡来人である。秦の始皇帝がその先祖であり、「日本書紀」は弓月の君が応神天皇の御世に集団を率いて渡来し、帰化したと伝えている。皇極天皇の御世に駿河の大生部多が民衆をまどわしたので、秦河勝がそれをうちこらしめ、聖徳太子から仏像をいただき、広隆寺にこれを納めた。京都伏見稲荷は秦伊侶具の創建。近隣では、法多山尊永寺の尊永、

久能寺の久能久仁も秦一族といわれている。静岡にある機の地名、麻機、服織、賤機も秦一族が住んだといわれているのだが、これも郷土歴史家の独善によるものかもしれない。というより秦氏が遠方より治めていた荘園といったほうが妥当ではないだろうか。

#### (四) 白髭神社の祭神

白髭神社の祭神には、猿田彦と武内宿弥が多い。

猿田彦は古事記に出てくる神である。天孫降臨の際、天孫を日向に案内し、天宇受売命に送られて、伊勢へ帰り、国土開発をされた地主の神である。白髭だけではなく、広く佐田、千勝、椿、道祖神、庚申の祭神となっていて、日本全国津々浦々に祀られている。本社は伊勢神宮の猿田彦神社。その名については、二つの解釈があり、一つは、猿は舞踊や神楽舞の先頭に立って奉仕すること。神楽はもともと神招きを意味していた。もう一つは、猿田の狭田のことで五穀豊穡の守り神。したがって、白髭だけの祭神になっているのではなく、民間信仰の道祖神や庚申信仰の祭神でもある。

そして、猿田彦が仏教に習合すれば、天狗となる。

武内宿弥は、古代の天皇に仕えて百年以上生きたという神格化された戦争の神。明治年間の廃仏毀釈や太平洋戦争あたりに、「異国の神を祀るとは何事ぞ」という権力者の意向によって差し替えられた祭神である。白髭神社の祭神に限っていえば、高麗人の若光王は異国の武将であったから、時の権力者には都合が悪かったのである、同様のことが三島大社でも行われ、大山祇命がこれも戦争の神様である事代主命に替えられている。

#### (五) 白髭の正体

それでは、白髭の正体は何かということになるが、実在の人物としては、若光王、武内宿弥。神話の人物としては猿田彦ということになるのだが、民俗学的には、川にたった白波を白髭に見立てたという説もある。

特に静岡市の白髭神社は、祭神が安倍川東岸の入島湯の森、有東木、中平、平野、横山、相淵、中沢、俵峰、野田平、与一、新伝馬、昭府町、籠上では武内宿弥、西岸では、玉川筋の口仙俣、長妻田、奥池谷や藁科筋の寺島、黒俣・中村、黒俣・光野、相俣では猿田彦が多い。

ただ、静岡市の白髭神社の棟札を調査してみると、梅ヶ島入島の湯の森の白髭神社の棟札は、明治年間に焼失して再建されているにもかかわらず、「天福二年」と書かれ、明らかに偽造されたもの。天福一年は1233年のことだが、「天福二年」という年はないのである。梅ヶ島村誌では、明応三年（1494）と改めているが、これも梅ヶ島の産金の盛んだった頃を推測したもので、天の文字を明確に読めたとしても、天和、天保が限界である。

ちなみに日向の白髭神社の遷座建立棟札は、天文元年（1532）であり、再建棟札は、天正二年（1574）、本能寺の変のあった年のものである。また、玉川・大沢の白髭神社の再建棟札は、命禄二年（1541）と書かれていて、これまた命禄という年号はないし、1541年は、天文十年のことである。

それでも、建穂神社の白髭社の再建棟札は、永禄五年（1562）、天正八年（1580）と古く、玉川・口坂本の白髭神社の再建棟札は、寛保三年（1743）、同じく玉川・長妻田の白髭神社の再建棟札は、宝暦元年（1751）。野田平の白髭神社の再建棟札は、寛永七年（1630）と寛文二年（1662）と文久二年（1862）。諸子沢の再建棟札は、寛政四年（1792）。

かように棟札を検討しても、白髭神社へのかかわりかたは、地域の村人たちによっても異なっているので、歴史的に多くの変容を受けた神社であるといわざるを得ない。

#### (六) 駿河神楽との関係

安倍川流域には駿河神楽という民俗芸能の伝承地が多いので、白髭神社とのゆかりをもとめてみたが、やはりこれは私の独善であった。

というのも白髭神社発祥と駿河神楽発祥の時代が違うし、なによりも駿河神楽の伝承地は白髭神社ではない。はっきり言えば、駿河神楽は渡来人のものではない。

駿河神楽は、舞い筋の違いから藁科・川根型と安倍・井川型に分かれていて、前者は舞い筋を辺にとり、後者は角に敢る。

時代から見ると、井川の大井神社の棟札は元和三年（1617）、旧大川村八草の資料は寛永十二年（1835）と新しい。伝承地も清沢、有東木、梅ヶ島新田、井川、平野、諸子沢、栃沢、水見色、横沢などと必ずしも一致しない。

といっても例外はある。有東木の駿河神楽は、まさしく白髭神社で行われる。しかし、演目に恵比寿、大黒は出てきても猿田彦は出てこない。もっとも芸術性の高いといわれる清沢神楽は、子の神社などで行われ、金丸大神は出てくるが、猿田彦は出て来ない。諸子沢の白髭神社でも駿河神楽が行われるが、猿田彦は出て来ない。

やはり駿河神楽と白髭神社を結び付けるには無理がある。残念だが、これが結論である。

おわり



掲 示 板

締切り間近



お知らせ

第20回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ……………自由
  - 締 切……………平成27年11月30日
  - サイズ……………キャビネ大又は2Lサイズかデータ（2MB未満  
jpeg）形式でも可。本会メールアドレスに添付  
メールでお送りください。多数の作品を送られ  
る場合は6MBまで。  
※応募作品は返却いたしません。
  - 賞……………会長賞 1名、優秀賞 2名  
入 賞 3名、佳作 4名
- 受賞作品については会報誌に掲載し、発表いたします。  
尚、表彰式は定時総会にて行います。  
人物撮影は本人の許諾のあるものを応募下さい。
- 送付先 静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会館  
写真コンクール係  
E-mail : shizuoka@sz-gyosei.jp



P.Y. Nakamura

平成28年新年賀詞交歓会・  
65周年記念祝宴

開催日 平成28年1月29日(月)  
会 場 ホテルアソシア静岡

行政書士記念日電話無料相談会

開催日時 平成28年2月20日(土)  
午前10時～午後4時  
静岡県行政書士会  
受付電話番号 054-254-3003

会員の処分

支 部 志太  
氏 名 平野純也  
登 録 番 号 第07171504号  
事務所名称 行政書士平野純也事務所  
事務所所在地 藤枝市天王町3丁目8番34号  
処分の年月日 平成27年10月7日  
処分の内容 訓告  
処分の理由 司法書士業務を行い、平成26年2月17日刑事処分(罰金)を受けたことにより、平成27年1月15日静岡県知事による戒告処分に処せられたため

根 拠 条 文 行政書士法第10条(行政書士の責務)  
同 第13条(会則の遵守義務)  
日本行政書士会連合会会則第59条(責務)  
同 第60条(品位保持)  
同 第62条  
(法令、会則の遵守等)  
静岡県行政書士会会則第11条(責務及び報告)

支 部 沼津  
氏 名 矢野強司  
登 録 番 号 第71170481号  
事務所所在地 沼津市寿町23-17  
処分の年月日 平成27年10月7日  
処分の内容 会員権の停止(4ヶ月)  
処分の理由 平成11年10月から事務所所在地が変更しているにもかかわらず、本会の指導を放置し、結果、二事務所を設けていたこと。また、業務を大幅に遅延した上、依頼者からの連絡に応じなかったこと、事件簿及び領収証が正常に備え付けられていないこと

根 拠 条 文 行政書士法第8条第2項(二事務所の禁止)  
同 第9条(帳簿の備付及び保存)  
同 第10条(行政書士の責務)  
同 第13条(法令、会則の遵守)  
日本行政書士会連合会会則第59条(責務)  
同 第60条(品位保持)  
同 第62条(法令、会則の遵守等)  
静岡県行政書士会会則第11条(責務及び報告)

会員の動静 新入会員



さくら い たけ し  
桜井 武史

中遠支部  
平成27年7月1日  
桜井武史行政書士事務所  
磐田市気子島221番地1

〒 438-0814  
TEL 0538-35-0685  
FAX 0538-35-0685



おき た ゆう こ  
沖田 祐子

西遠支部  
平成27年7月1日  
行政書士沖田事務所  
浜松市南区渡瀬町256

〒 435-0036  
TEL 053-589-5681  
FAX 053-589-5683

〈コメント〉

誠実で丁寧な対応を心掛け、お客様をサポートできるよう頑張ります。



なか じま まさ き  
中島 正毅

志太支部  
平成27年7月1日  
行政書士中島正毅事務所  
藤枝市音羽町4丁目5番2号

〒 426-0087  
TEL 054-643-3383  
FAX 054-643-3383

〈コメント〉

単に書類を作り、申請して終わりではなく得意分野の専門性を高め、お客様のニーズに応える仕事をしたい。



い どう ひで のり  
伊藤 英規

静岡支部  
平成27年7月1日  
行政書士伊藤英規事務所  
静岡市葵区新伝馬一丁目9番45号2階

〒 420-0944  
TEL 054-269-6656  
FAX 054-269-6657

〈コメント〉

皆様のお力添えにより入会させていただくことになりました。今後とも宜しくお願ひ申し上げます。



おの だ まさる  
小野田 勝

静岡支部  
平成27年7月15日  
行政書士「勝」法務事務所  
静岡市駿河区池田977番地

〒 422-8005  
TEL 054-262-1005  
FAX 054-262-1005

〈コメント〉

私の好きな言葉は「本気」です。本気ですれば大抵のことは出来るという精神で頑張ります。ご指導願ひます。



ほり え ひろ あき  
堀江 宏昭

伊東支部  
平成27年7月15日  
行政書士HIROほりえ事務所  
伊東市広野1丁目7番23号  
Kitファースト201号

〒 414-0038  
TEL 0557-38-5211  
FAX 0557-38-5217

〈コメント〉

タガログ語、英語の語学力を活かして、世界中の人々の幸せのお手伝いをしたいと思います。



たか はし み ほ  
高橋美穂

静岡支部  
平成27年 8 月 1 日  
高橋みほ行政書士事務所  
静岡市葵区沓谷六丁目14番地  
の11 ソレアド沓谷201  
〒 420-0816  
TEL 054-297-5353  
FAX 054-297-5354

〈コメント〉

街の法律家として、市民の皆様のお役に立てるよう頑張ります。宜しくお願いします。



やま ざき ゆう たらう  
山崎祐太郎

田方支部  
平成27年 8 月 1 日  
山崎祐太郎行政書士事務所  
静岡県伊豆の国市吉田139番地  
〒 410-2322  
TEL 090-7609-1411

〈コメント〉

モットーは「日々是進化!」。1日1日仕事に精進して参ります。よろしくお願い致します。



しし くら ゆう こ  
穴倉由子

沼津支部  
平成27年 8 月 1 日  
香陵行政書士法人  
静岡県沼津市市場町 8 番19号  
〒 410-0831  
TEL 055-928-6882  
FAX 055-935-1777

〈コメント〉

右も左も分からない新人ですが精一杯頑張ります。宜しくお願いいたします。



やま もと めぐみ  
山本 恵

富士支部  
平成27年 8 月 15 日  
こはる行政書士事務所  
富士市原田1264番地  
〒 417-0852  
TEL 0545-78-1189  
FAX 0545-78-1189

〈コメント〉

サポートしてくれた家族に感謝し、責任感を持って仕事をしていきたいと思ひます。



はや かわ ふみ あき  
早川文章

静岡支部  
平成27年 8 月 15 日  
幸和行政書士事務所  
静岡市駿河区西脇1223番地の 4  
〒 422-8044  
TEL 054-282-2742

〈コメント〉

この度入会させて頂きました幸和行政書士事務所と申します。今後ご指導の程お願い申し上げます。



やま した よし こ  
山下嘉子

沼津支部  
平成27年 8 月 15 日  
服部行政書士事務所  
静岡県沼津市高島町26番 8 号  
〒 410-0056  
TEL 055-925-8800  
FAX 055-925-8802

〈コメント〉

13年のブランクを経て再登録しました。ご指導ご鞭撻賜りますようよろしくお願い致します。



たけ うち ひで  
竹 内 愛

沼津支部  
平成27年 8月15日  
行政書士竹内恒孝事務所  
静岡県沼津市松長729番地の1

〒 410-0874  
TEL 055-969-2663  
FAX 055-969-2677

〈コメント〉

静岡県の発展に貢献する地域密着型の行政書士を目指して、日々精進して参りたいと思います。

## 届出事項の変更

氏名又は名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変 更 年 月 日
望 月 敬 介	清 水	郵便番号 424-0851 住 所 静岡市清水区堂林一丁目2番9号 F A X 054-352-6777	H27.6.1
高 橋 克 弐	西 遠	氏 名 高橋 克弐 郵便番号 431-1412 住 所 浜松市北区三ヶ日町只木616番地の1	H19.4.1
中 村 哲 也	西 遠	名 称 行政書士中村事務所	H27.9.1
植 田 裕 明	志 太	郵便番号 426-0071 住 所 藤枝市志太3丁目10番3号	H27.6.1
吉 川 高 弘	静 岡	郵便番号 420-0033 住 所 静岡市葵区昭和町1番地の5 SSタワービル地下1階	H27.7.1
小 坂 彰 宏	志 太	郵便番号 426-0034 住 所 藤枝市駅前一丁目6番22号 T E L 054-631-4641 F A X 054-631-4642	H27.4.1
平 川 昭 夫	御殿場	郵便番号 412-0004 住 所 御殿場市北久原2番地の2	H27.7.1
岡 本 誠	静 岡	郵便番号 420-0035 住 所 静岡市葵区七間町4番地の3 静活ボウリングビル1階 T E L 054-272-1820 F A X 054-272-1821	H27.8.1
波多野 篤	沼 津	住 所 沼津市大手町二丁目7番19号 パティオモア601	H27.7.31
佐 野 哲 郎	富士宮	名 称 YOURS行政書士事務所	H27.7.3
片 山 康 裕	西 遠	F A X 053-582-8556	H27.8.1

氏名又は名称	支 部	変 更 後 の 事 項	変 更 年 月 日
山 本 剛 史	静 岡	郵便番号 420-0042 住 所 静岡市葵区駒形五丁目2番19号 グランドメゾン葵105	H27.5.11
服 部 正 明	沼 津	名 称 服部行政書士事務所	H27.6.1
岩 山 直 樹	富 士	郵便番号 417-0001 住 所 富士市今泉2030番地の1 T E L 0545-51-7700 F A X 0545-51-7699	H27.6.1
匂 阪 圭 太	静 岡	郵便番号 420-0033 住 所 静岡県静岡市葵区両替町二丁目3番地の3 青葉小路第1号店	H27.6.1
鈴 木 正 志	志 太	名 称 行政書士鈴木正志事務所 郵便番号 425-0052 住 所 焼津市田尻758-1 T E L 054-624-0953 F A X 054-624-6722	H27.5.1
濱 名 毅	沼 津	事務所属性 使用人 名 称 香陵行政書士法人 郵便番号 410-0831 住 所 沼津市市場町8番19号 T E L 055-928-6882 F A X 055-935-1777 会員番号 200018	H27.8.11
中 山 正 道	掛 川	F A X 0537-54-0696	H27.8.31
田 邊 高 典	沼 津	名 称 行政書士法人 笑夢 御成橋オフィス 郵便番号 410-0892 住 所 静岡県沼津市魚町5番地 シャリエ沼津御成橋202-1 T E L 055-955-9147 F A X 055-955-9157	H27.4.21
諸 田 薫	静 岡	郵便番号 422-8043 住 所 静岡市駿河区中田本町2番8号 T E L 054-266-9155 F A X 054-266-9010	H27.9.16
行政書士法人笑夢	沼 津	変更内容 従たる事務所設置 名 称 行政書士法人 笑夢 御成橋オフィス 郵便番号 410-0892 住 所 静岡県沼津市魚町5番地 シャリエ沼津御成橋202-1 T E L 055-955-9147 F A X 055-955-9157	H27.4.21

廃業

氏名又は名称	支部	事務所	廃業年月日
藤田 与志隆	田方	伊豆市八幡222番地の1	H27.6.30
井川 恵里	清水	静岡市清水区蒲原5100番地の2 リョービ静岡社宅106	H27.7.31
岩田 郁孝	静岡	静岡市駿河区緑が丘町1番1号	H27.7.31
増田 久吉	志太	焼津市本中根431	H27.7.31
唐國 薫	三島	駿東郡長泉町東野692番地の250	H27.7.31
近田 純治	西遠	浜松市浜北区内野4609番地 シルフィード101号	H27.8.31
奈良橋 伸夫	三島	三島市大社町15番15号	H27.9.11
石和 元良	三島	田方郡函南町肥田846番地の1	H27.9.15
江尻 琢	清水	静岡市清水区堂林一丁目3番3号	H27.9.30
忠内 清	西遠	浜松市中区和地山一丁目6番26号	H27.9.30
小田切 克子	西遠	浜松市中区中沢町27-17 2F	H27.9.30
蒲生 るみ子	静岡	静岡市葵区沓谷六丁目7番地の3 フレグランスコート105号室	H27.9.30
井原 征三郎	賀茂	賀茂郡東伊豆町奈良本1315の5	H27.9.25
杉井 潔	富士宮	富士宮市若の宮町771番地	H27.9.25
北條 恒子	清水	静岡市清水区渋川二丁目6番1号	H27.9.30
山田 龍男	西遠	浜松市中区富塚町1618番地の68	H27.9.30

**訃報** 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏名	支部	事務所	廃業年月日	享年
千葉 文雄	富士宮	富士宮市大岩1424番地の18	H27.6.3	54
石井 昇	御殿場	御殿場市萩原237番地の10	H27.6.13	83
川崎 勝次	島田	島田市中河町9274番地の7	H27.7.27	77
長谷 徳治	西遠	浜松市中区和合町207番地34	H27.7.27	86

会員数	1,544名
平成27年9月30日 現在	11法人

## 会議議事内容

### 平成27年度 第1回常任理事会

開会日：平成27年4月8日(水)

#### 1. 議事

##### (1) 報告

① 会務報告 平成27年3月10日から4月7日まで

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 大規模災害時被災者支援協定の締結について

4月13日吉田町：会長、平岡副会長、中山常任理事、高塚理事

4月21日静岡市：月見里副会長、岩瀬副会長、児島常任理事、中山常任理事

清水支部長他1名、静岡支部長他1名

ブラジル総領事との被災者支援協定の広報効果

3月30日富士宮市との協定に基づく防災訓練について

イ 行政書士法違反書類の市町各機関への請願活動について

3月26日：裾野市議会請願採択

ウ 特定行政書士研修の日程等について

日程を報告、第1回理事会でも報告

エ 平成27年度経営規模等評価審査事前審査受託業務に係る見積書について

見積額の案について説明、提案の通り提出を決定。

##### (2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀事案の対応について

現状を報告、対応を協議

イ 人材バンクの対応について

募集通知の一部を訂正、理事会翌日にHPに掲載するとともに会報に同封。

ウ 平成27年度定時総会について

次第案に沿って担当を決定、開催通知、議案書送付通知及び質疑通告書の一部を訂正した。次に来賓案内、招待者を検討。4月21日

熱海後樂園ホテルとの打合せ実施を決定。

エ 大学コンソーシアムについて

留学生支援ネットワークが廃止されるため、統一された大学コンソーシアムへの正会員登録を決定。

オ 慶弔規程に基づく餞別又は記念品について  
故後藤佐先生の功績に対する3万円の記念品のお渡しを決定

カ 静岡不動産流通活性化協会について

協会会員の継続について会長に相談することとした

キ 事務局職員の給与について

提案の通り了承された

ク 日程調整

各支部総会等への出席者を決定

ケ 4月14日平成27年度第1回理事会議題の決定

報告事項

大規模災害時における被災者支援協定

行政書士法違反書類の市各機関への提出排除に関する請願

宅地建物取引業法の一部改正に基づく様式等の軽微な変更

会則施行規則に基づく様式第8号の1、第9号、第20号の1から3

役員選任規程別表4、5

総務大臣表彰候補者の推薦について

知事表彰候補者の推薦について

(株)ワイズとの業務提携について

特定行政書士研修の日程等について

協議事項

平成27年度定時総会役務分担について

65周年記念事業について

事務所調査について

議案

第1号 会則施行規則別表の一部改正について

第2号 業務組織運営規程別表の一部改正について

第3号 支部交付金等に関する規程の一部改正

- 第4号 自然災害基金規程の一部改正
- 第3号 平成26年度事業報告(案)
- 第4号 平成26年度決算報告(案)
- 第5号 平成27度事業計画(案)
- 第6号 平成27年度収支予算(案)
- 第7号 会費免除申請について
- 第8号 リース資産の取得について
- その他の事項

(3) 議案の審議

- ア 平成26年度事業報告案について  
前文及び詳細の一部を訂正、理事会への上程を決定
- イ 平成26年度収支決算報告について  
理事会への上程を決定
- ウ 平成27年度事業計画案について  
前文及び詳細の一部を訂正、理事会への上程を決定
- エ 平成27年度予算原案について  
理事会への上程を決定
- オ 会則施行規則別表の一部改正について  
理事会への上程を決定
- カ 業務組織運営規程別表及び様式の一部改正について  
様式の一部を訂正し、理事会に上程を決定。  
併せて、宅地建物取引業法の一部改正に基づき会則施行規則に基づく様式第8号の1、第9号、第20号の1から3、役員選任規程別表4、5中の表記を宅地建物取引士に改めた。
- キ 支部交付金等に関する規程の一部改正について  
理事会に上程を決定
- ク 自然災害基金規程の一部改正について  
改正案の一部の表現を改めた上で理事会に上程を決定

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

平成27年度 第2回常任理事会

開会日：平成27年5月12日(火)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年4月8日から5月11日まで

- ② 前回課題とした案件の処理状況
  - ア 大規模災害時被災者支援協定の締結について  
南伊豆町との協議開始
  - イ 平成27年度役員改選について  
運営方法の再検討の必要性を協議
  - ウ 会員調書の内訳報告  
現在の年齢別会員分布の説明
  - エ 平成27年度経営規模等評価審査事前審査業務受託契約の締結について  
受託期間 平成27年4月27日～平成28年2月29日  
受託料 4,271,454円(消費税316,414円)
  - オ 平成27年度道路内の未処理等台帳整理業務受託契約の締結について  
受託期間 平成27年4月20日～平成28年3月31日
  - カ S B Sプロモーションとの契約締結について  
契約内容を報告、契約を了承
  - キ リース資産取得に係る最終見積もりについて  
最新の見積もり説明、了承
  - ク 日本国際協力センターからの講師派遣依頼について  
本年度の講習日程を説明、外国人出前講座Gと国際委員会で対応すると説明
- ③ 日行連報告  
会長職務代理から日行連会長選挙の現況報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
  - ア 綱紀事案の対応について  
現況を報告、対応を協議
  - イ 平成27年度定時総会について  
次第、進行、役員選考委員会運営等を検討
  - ウ 平成27年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について  
中止の目安となる前日の降水確率について  
検討  
降水確率30%は開催、40%は中止
  - エ 会則施行規程に基づく様式の軽微な変更について  
軽微な変更を了承
  - オ 支部規約承認申請について(島田支部、静



岡支部)

両支部の新規約について法務委員会に検討を指示

カ 会費納入に係る諸手続等について

会則施行規則に伴う諸対応を検討

キ PTの進捗状況報告について

監事からの提案を協議

ク 本会HP会員専用コーナーへの「建設業110番」の新設について

目安箱のコーナーを作り、中に業務ごとの相談ボックス作成を決定

ケ 暴力団追放友の会の会費について

会費納入を承認

コ 特定行政書士法定研修について

定時総会でチラシ配布を決定

サ 行政書士法人設立に伴う設置事務所の件

登録希望者に誓約書の提出を求めることを決定

シ 6月4日平成27年度第2回理事会議題の検討

日程検討

午前：理事会 午後：合同会議

会場：静岡商工会議所会館、懇親会会場：

クーポール会館

報告事項

常任理事任命の報告及び辞令交付

部長、委員長、チーフ、キャプテンの報告及び辞令交付

会務等運営方針

議案の審議

第1号 委員の選任及び辞令交付

第2号 会員の処分について

第3号 会費免除申請について

ス 日程調整

6月常任理事会日程変更を決定

### (3) 議案の審議

ア 会員の処分について

会長に内容確認を行い理事会に上程することを決定

イ 会費免除申請について

理事会に上程を決定

ウ 顕彰規程に基づく黄綬褒章受章者への祝意について

祝意の内容について理事会の書面議決を求め

ることを決定

## 2. その他 常任理事会構成員による自由討議

## 平成27年度 第3回常任理事会

開会日：平成27年6月2日(火)

### 1. 議事

(1) 平成27・28年度本会運営方針について

(2) 報告

① 会務報告

平成27年5月12日から6月1日まで

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 特定行政書士法定研修の申込み状況

申込者数：86名(5.6%) 5月29日現在

イ 日行連定時総会にあたっての諸報告

日行連理事候補者及び議事録署名人推薦を報告

ウ 補助者証票の更新手続きについて

平成27年10月31日有効期限の補助者 会員 387名、補助者781名

③ 日行連報告

日行連定時総会に係る現況を報告

(3) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀事案の対応について

現況を報告、対応を協議

イ 平成27年度定時総会の総括について

定時総会での問題点を取り纏め、次回常任理事会で再検討

ウ 平成27年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

次第案に沿った役務担当を了承

エ 平成27、28年度統括部長の任命について

役員配置図に添った任命を了承

オ 平成27、28年度委員長、キャプテン、チーフの任命について

役員配置図に添った任命を了承

カ 平成27、28年度委員会等委員の選任について

役員配置図に添って委員を選任した。

キ 平成27、28年度申請取次行政書士管理委員

会委員の委嘱について

後藤博行副会長、児島良孝常任理事、藤田哲理事への委嘱を了承

ク 平成27、28年度相談役、顧問弁護士の委嘱について

相談役、顧問弁護士の委嘱について検討

ケ コスモス静岡について

コ 6月4日平成27年度第2回理事会議題の決定

平成27・28年度本会運営方針

報告事項

ア 常任理事任命の報告及び辞令交付

イ 部長、委員長、チーフ、キャプテンの報告及び辞令交付

ウ 申請取次行政書士管理委員会委員長等の委嘱について

エ 会則施行規則に基づく様式の軽微な変更について

オ 平成27年度定時総会実施報告

カ 平成27年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

キ 特定行政書士研修について

ク 補助者証票の更新手続きについて

ケ 大規模災害時における被災者支援協定の締結について

コ 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に係る請願について

議案の審議

第1号 委員の選任及び辞令交付

第2号 相談役、顧問弁護士の委嘱について

第3号 会員の処分について

第4号 会費免除申請について

サ 平成27年度第1回支部長協議会議題の検討  
本会からの連絡（提案・要望）事項

ア 業務組織編成表と会務日程表（報告）

イ 申請取次行政書士管理委員会委員長等の委嘱について

ウ 行政書士試験協力をお願い

エ 支部長経由提出・届出書類（前支部長から引継ぎをお願い）

オ 苦情解決・業務相談の受け付け対応

カ 官庁訪問（担当ブロックと実施支部へのお願い）

キ 支部のホームページの更新（お願い）

ク 広報月間に開催する無料相談会の広報活動（お願い）

ケ 顧問国会議員・顧問県議会議員の委嘱（本会・静政連）

コ 大規模災害時における被災者支援協定の締結について

サ 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に係る請願について

シ 特定行政書士研修について

ス 補助者証票の更新手続きについて

支部からの連絡（提案・要望）事項

シ 日程調整

平成27年度会務日程を確認、調整

ス 職員の夏期賞与について

夏期賞与の支給を了承

#### (4) 議案の審議

第1号 委員の選任及び辞令交付

役員配置図に添った委員の委嘱について理事会への上程を決定

第2号 相談役、顧問弁護士の委嘱について

相談役、顧問弁護士の委嘱について理事会への上程を決定

第3号 会員の処分について

綱紀委員会の答申に基づく理事会への上程を決定

#### (5) 予算執行状況の報告

会費納入状況報告

## 2. その他 常任理事会構成員による自由討議

## 平成27年度 第4回常任理事会

開会日：平成27年7月8日(水)

### 1. 議事

#### (1) 報告

① 会務報告 平成27年6月2日から7月7日まで

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 特定行政書士研修について

責任者、副責任者を報告、監督員（研修2名、試験4名）の就任依頼

イ 大規模災害時被災者支援協定について  
南伊豆町 7月17日 出席者：副会長2名、  
賀茂正副支部長

ウ 職務上請求書記載方法の見直しについて  
記載方法の見直し等を協議

エ 暴力団等排除対策協議会について  
9月14日平成27年度第3回理事会前段での  
総会開催を報告

オ 平成27年度行政書士試験場責任者について  
三島支部 後藤博行会員

カ 日行連電子政府推進員の推薦について

キ 日行連関東地方協議会業務連絡会幹事の推  
薦について  
国際業務連絡会：後藤博行会員 運輸業務連  
絡会：日内地孝夫会員  
環境業務連絡会：児島良孝会員 建設業務連  
絡会：平岡康弘会員

ク 退職職員への賞与支給について  
支給を報告

ケ 補助者証票の更新手続きについて  
HP掲載及び会報同封予定の通知案を報告

コ 無料相談日程等について  
無料相談日の固定化を決定（10月1～3日、  
2月22日）

サ 委員の辞任について  
公教育出前講座G委員の辞任を報告

シ 行政書士法違反書類の市町各機関における  
提出排除に関する請願について  
現況を報告、本会主導による請願活動を了  
承

③ 日行連報告

### (3) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 綱紀事案の対応について  
現況を報告、対応を協議

イ 8月28日平成27年度第1回新入会員特別研  
修会について  
講義担当者等を決定

ウ 9月18日平成27年度行政懇談会について  
運営方法、座長等を決定

エ 心身の故障による業務不可による登録抹消  
手続きについて  
意思確認ができない会員等の登録抹消手続  
き手順等を確認

オ 死亡会員の会費について

4月16日死亡会員の前期会費免除を決定

カ 東海財務局沼津出張所からの説明会開催の  
申し入れについて

申し入れによる今年度講習会の実施と次年  
度以降の対応を検討

キ 役員選任方法について  
役員選任方法等を検討

ク 支部規約の承認について  
条件付き承認を決定

ケ 事務所設置に係る基準について  
基準の内容を協議

コ 事務局夏期休暇について  
8月12日～14日(金)

サ 日程調整

### (5) 予算執行状況の報告

会費納入状況報告

## 2. その他 常任理事会構成員による自由討議

## 平成27年度 第1回常任幹事会

開会日：平成27年4月8日(水)

### 1. 議事

#### (1) 報告

① 会務報告 平成27年3月10日から4月7日ま  
で

② 前回課題とした案件の処理状況  
ア 平成27年統一地方選挙について  
当該選挙に係る静政連方針を説明

#### (2) 協議事項

① 通常の業務の執行に関する事項

ア 平成27年度定期大会について  
役務担当、開催通知等を検討

イ 4月27日衆議院議員上川陽子後援会特別会  
員の会について  
出席者：副会長

ウ 5月20日参議院議員牧野京夫氏を励ます集  
いについて  
出席者：会長、副会長

エ 6月5日衆議院議員鴨下一郎氏ランチセミ  
ナー  
欠席

オ 4月14日平成27年度第1回幹事会議議の決定

報告事項

平成27年統一地方選挙の結果報告  
日政連第35回定期大会会長表彰者の推薦について

協議事項

平成27年度定期大会について

議案

- 第1号 平成26年度事業報告(案)
- 第2号 平成26年度決算報告(案)
- 第3号 平成27年度事業計画(案)
- 第4号 平成27年度収支予算(案)

その他の事項

(3) 議案の審議

- ア 平成26年度運動報告案について  
前文及び経過報告の一部を訂正し、幹事会への上程を決定
- イ 平成26年度収支決算報告について  
幹事会への上程を決定
- ウ 平成27年度運動方針案について  
一部を訂正し、幹事会への上程を決定
- エ 平成27年度収支予算書案について  
幹事会への上程を決定

2. その他(常任幹事会構成員による自由討議)

イ 6月25日衆議院議員井林辰憲氏を囲む会について

次期執行部で検討

ウ 7月12日参議院議員榛葉賀津也氏2015年政治セミナーについて

次期執行部で検討

エ 7月29日衆議院議員城内実氏と語る会について

次期執行部で検討

オ 日政連からの参考届出様式について

参考様式を説明、拒否者及び未入会者への手続き徹底を決定

カ 6月4日平成27年度第2回幹事会議議の検討

報告事項

副会長、常任幹事の報告及び辞令交付  
平成27年統一地方選挙の結果報告  
議案の審議

第1号 幹事長の選任及び辞令交付

(3) 議案の審議

(4) 予算執行状況の報告

会費納入状況報告

2. その他(常任幹事会構成員による自由討議)

## 平成27年度 第2回常任幹事会

開会日：平成27年5月12日(火)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告 平成27年4月8日から5月11日まで
- ② 前回課題とした案件の処理状況  
ア 平成27年統一地方選挙について  
推薦候補の選挙結果、選挙後の顧問の現況を報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項  
ア 平成27年度定期大会について  
進行表の詳細を検討、5月21日正副議長との打合せで決定

## 平成27年度 第3回常任幹事会

開会日：平成27年6月2日(火)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告  
平成27年5月12日から6月1日まで
- ② 前回課題とした案件の処理状況  
ア 平成27年度定期大会報告  
出席人数等の報告  
イ 日政連定期大会に伴う報告  
役員候補者の推薦を報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項  
ア 副会長、副幹事長の任命について  
本会の会長及び副会長を副会長、常任理事を副幹事長にすることを了承

- イ 幹事長の選出について  
市川未男幹事を幹事長に選出
- ウ 分会長、副分会長の選出について  
分会長、副分会長は支部長、副支部長を選出、静政連拒否者は除く
- エ 6月20日民主党静岡県総支部連合会第18回定期大会について  
出席者：会長
- オ 6月25日衆議院議員井林辰憲氏を囲む会について  
出席者：会長、副幹事長
- カ 6月25日県議会議員天野一氏と企業・団体合同勉強会について  
出席者：副会長、副幹事長
- キ 7月6日衆議院議員勝俣孝明氏を囲む会について  
出席者：幹事、副幹事長
- ク 7月12日参議院議員榛葉賀津也氏2015年政治セミナーについて  
出席者：会長、副会長2名
- ケ 7月23日衆議院議員塩谷立至と明日の日本を語る会について  
出席者：副会長、副幹事長
- コ 7月29日衆議院議員城内実氏と語る会について  
出席者：副会長2名
- サ 6月4日平成27年度第2回幹事会議題の決定報告事項
  - ア 副会長、副幹事長の報告及び辞令交付
  - イ 平成27年統一地方選挙の結果報告
  - ウ 平成27年度定期大会実施報告
- 議案の審議
  - 第1号 幹事長の選任及び辞令交付
  - 第2号 分会長、副分会長の選任
- シ 平成27年度第1回分会長会議議題の検討  
本会からの連絡（提案・要望）事項
  - ア 役員名簿報告
  - イ 顧問国会議員・顧問県議会議員の委嘱（本会・静政連）
- 分会からの連絡（提案・要望）事項
- ス 7月8日衆議院議員城内実氏政経セミナーについて  
出席者：静岡県行政書士会名誉会長

- セ 会計職務代理の選出について  
大塩博喜副幹事長を会計職務代理に選出
- (3) 議案の審議
  - 第1号 幹事長の選任及び辞令交付  
幹事会に上程を決定
  - 第2号 分会長、副分会長の選任  
幹事会に上程を決定
- (4) 予算執行状況の報告  
会費納入状況報告
- 2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

## 平成27年度 第4回常任幹事会

開会日：平成27年7月8日(水)

- 1. 議事
  - (1) 報告
    - ① 会務報告 平成27年6月2日から7月7日まで
    - ② 前回課題とした案件の処理状況
    - ③ 日政連報告（会長報告）
  - (2) 協議事項
    - ① 通常の業務の執行に関する事項
      - ア 顧問議員、常任相談役の担当役員について  
分会からの担当役員提出状況を報告
      - イ 7月6日参議院議員岩井茂樹氏保守一徹を語る会  
出席者：副会長、副幹事長
      - ウ 8月3日衆議院議員上川陽子氏励ます会  
出席者：会長、副会長
  - (4) 予算執行状況の報告  
会費納入状況報告
  - 2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

## 平成27年度 第1回理事会

開催日：平成27年4月14日(火)

- 1. 議事
  - (1) 報告事項
    - ① 会務報告 平成27年1月23日から4月13日まで

- ② 前回以降本日までの会務報告事項
- ア 大規模災害時における被災者支援協定  
3月31日現在の状況及び今後予定を報告
- イ 行政書士法違反書類の市各機関への提出排除に関する請願  
3月31日現在の請願活動状況を報告。
- ウ 宅地建物取引業法の一部改正に基づく様式等の軽微な変更  
宅地建物取引業法の一部改正による会則施行規則に基づく様式第8号の1、第9号、第20号の1から3及び役員選任規程別表4、5の軽微な変更行ったと報告
- エ 総務大臣表彰候補者の推薦について  
候補者基準に該当する2名の推薦を報告
- オ 知事表彰候補者の推薦について  
実施要綱に該当する2名の推薦を報告
- カ (株)ワイズとの業務提携について  
3月23日ワイズとの業務提携を報告、詳細を説明。
- キ 特定行政書士研修の日程等について  
日程等について説明、詳細が決定次第、ホームページに掲載予定であることを報告。

③ 日行連報告(会長報告)

(2) 協議事項

- ア 平成27年度定時総会役務分担について  
5月22日(金)熱海後楽園で開催予定と報告。役務分担等協力を求め、了承
- イ 65周年記念事業について  
65周年記念事業の詳細を説明、協力の依頼、了承
- ウ 事務所調査について  
4月1日から事務所調査は、支部が行うと説明、了承
- エ 業務引継書の作成について  
各委員長、キャプテン、チーフに引き継ぎ書の作成、提出を依頼、了承

(3) 議案の審議

- 第1号 会則施行規則別表の一部改正について  
全会一致で可決承認
- 第2号 業務組織運営規程別表の一部改正について  
全会一致で可決承認
- 第3号 支部交付金等に関する規程の一部改正  
全会一致で可決承認

- 第4号 自然災害基金規程の一部改正  
次回理事会で、改正案を改めて審議することとし、規程第6条第2項に基づく寄金の停止については行わないと議決
- 第5号 平成26年度事業報告(案)  
詳細説明の一部訂正の上、全会一致で可決承認
- 第6号 平成26年度決算報告(案)  
全会一致で可決承認
- 第7号 平成27年度事業計画(案)  
詳細説明の一部訂正の上、全会一致で可決承認
- 第8号 平成27年度収支予算(案)  
全会一致で可決承認
- 第9号 会費免除申請について  
提案のあった2名の平成27年前期会費の免除を、全会一致で可決承認
- 第10号 リース資産の取得について  
全会一致で可決承認

(4) その他の事項

2. その他(理事会構成員による自由討議)

## 平成27年度 第2回理事会

開催日：平成27年6月4日(木)

1. 議事

- (1) 平成27年度本会運営方針について  
理事(委員長等)への担当委員会へ運営方針を説明
- (2) 報告事項
- ① 会務報告  
平成27年4月14日から6月3日
- ② 前回以降本日までの会務報告事項
- ア 常任理事任命の報告及び事例交付  
常任理事を報告、代表の常任理事に辞令交付
- イ 部長、委員長、チーフ、キャプテンの報告及び辞令交付  
部長、委員長、チーフ、キャプテンを報告、代表者に辞令交付
- ウ 申請取次委員会委員の委嘱について  
後藤博行副会長、児島良孝常任理事、藤田哲理事への委嘱を報告

## 平成27年度 第3回理事会

開催日：平成27年9月14日

### 1. 議事

#### (1) 報告事項

##### ① 会務報告

平成27年6月4日から9月13日

##### ② 前回以降本日までの会務報告事項

ア 委員会、グループ、PT活動報告

各委員会等が業務の進捗状況について報告

イ 平成27年度官庁訪問について

本年度の担当は沼津支部、10月21日沼津市、清水町への訪問予定と報告

ウ 大規模災害時における被災者支援協定について

9月14日現在の締結状況及び9月29日小山町の締結予定を報告

エ 行政書士法違反書類の市町各機関への提出排除に関する請願活動について

9月14日現在の請願活動状況を報告

オ 会則施行規則様式の軽微な変更について

様式第8号の1、13号の9及び13号の9の2の軽微な変更箇所を報告

カ 平成27年度行政懇談会について

9月18日支部長協議会終了後、ホテルアソシア静岡ターミナル3階「駿府」で行政懇談会、懇親会を実施すると報告。スケジュール等詳細説明を行い、協力を依頼

キ 特定行政書士法定研修及び考査について

研修：7月15日、7月28日、8月18日、9月15日 受講者数103名

考査：10月4日

研修及び考査の日程、受講者数の報告

##### ③ 日行連報告

会長から日行連相談役に就任件が、日行連規定に反していることが判明し、取りやめとなったと報告

また、月見里副会長及び、岩瀬副会長が担当部門活動を報告

#### (2) 協議事項

ア 平成27年度行政書士制度広報月間への協力依頼

広報月間に伴う広報活動、監察活動の詳細を説明、協力を依頼

エ 会則施行規則に基づく様式の軽微な変更について

様式13号の6の軽微な変更を報告

オ 平成27年度定時総会実施報告

5月22日に行われた定時総会の出席者人数を報告

カ 平成27年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会について

スケジュール等説明、協力の依頼

キ 特定行政書士研修について

5月29日現在の申込者数：86名（5.6%）を報告、申し込みの提唱

ク 補助者証票の更新手続きについて

平成27年10月31日有効期限の補助者が781名と報告、更新手続きの説明

ケ 大規模災害時における被災者支援協定の締結について

6月4日現在の締結状況を報告

コ 行政書士違反書類の市町各機関への提出排除に係る請願について

6月4日現在の請願活動状況を報告、未採択の市町の担当支部への協力依頼

サ 暴力団等排除対策協議会について

総会の開催予定を報告、本協議会役員選任の説明

#### ③ 日行連報告（会長報告）

特定行政書士研修の現状及び6月18、19日日行連総会における会長選挙立候補者等を報告

#### (3) 協議事項

なし

#### (4) 議案の審議

第1号 委員の選任

全会一致で可決承認

第2号 相談役、顧問弁護士の委嘱について

全会一致で可決承認

第3号 会員の処分について

弁明の機会を与えた後、再審議とすることを、全会一致で決定

第4号 会費免除申請について

全会一致で可決承認

#### (5) その他の事項

なし

### 2. その他（理事会構成員による自由討議）

イ 平成27年度行政書士試験への協力依頼  
試験及び説明会日程等の説明、人員配置について協力を依頼

ウ 65周年記念事業について

65周年記念事業特別委員会

事業係 委員長：岩瀬副会長

委員：中里常任理事、児島常任理事、福田常任理事

顕彰係 委員長：中山副会長

委員：渡邊常任理事、大塩常任理事、五條常任理事

65周年記念祝宴（平成28年新年賀詞交歓会と合同開催）

開催日：平成27年1月29日(金)

会場：ホテルアソシア静岡3階「駿府」

周年記念顕彰は平成28年度定時総会で実施

### (3) 議案の審議

第1号 暴力団等排除対策協議会規程一部改正について

全会一致で可決承認

第2号 会員の処分について

全会一致で可決承認

第3号 会費免除申請について

全会一致で可決承認

第4号 相談役の委嘱について

鈴木市代会員への相談役委嘱を全会一致で可決承認

### (4) 予算執行状況の報告

### (5) その他の事項

ア 11月10日不当要求防止責任者講習会について

イ 10月2日公教育出前講座講師養成研修及びマイナンバー制度の講演について

## 2. その他（理事会構成員による自由討議）

## 平成27年度 第1回幹事会

開催日：平成27年4月14日(火)

### 1. 議事

#### (1) 報告

##### ① 会務報告

平成27年4月1日から4月13日までの経過を報告。

##### ② 前回以降本日までの会務報告

ア 平成27年統一地方選挙の結果報告

静政連における推薦候補者52名のうち46名の当選を報告。

イ 日政連第35回定期大会会長表彰者の推薦について

静政連から日政連の役員経験者3名の推薦を報告。

##### ③ 日政連報告

### (2) 協議事項

ア 平成27年度定期大会について

静岡県行政書士会の定時総会終了後開会するので、役務への協力を依頼。

### (3) 議案の審議

第1号 平成26年度運動報告（案）

原案の一部を修正、全会一致で可決承認

第2号 平成26年度収支決算報告（案）

全会一致で可決承認

第3号 平成27年度運動方針（案）

全会一致で可決承認

第4号 平成27年度収支予算（案）

原案の一部を修正の上、全会一致で可決承認

### (4) その他の事項

## 2. その他（幹事会による自由討議）

## 平成27年度 第2回幹事会

開催日：平成27年6月4日(木)

### 1. 議事

#### (1) 報告

① 会務報告 平成27年4月14日から6月3日

##### ② 前回以降本日までの会務報告

ア 副会長、副幹事長の報告及び辞令交付

イ 平成27年統一地方選挙の結果報告  
選挙結果報告、協力の御礼

ウ 平成27年度定期大会実施報告

当日出席者等を報告

#### (2) 協議事項



(3) 議案の審議

- 第1号 幹事長の選任及び辞令の交付  
幹事長を全会一致で選任、辞令交付
- 第2号 分会長、副分会長の選出  
分会長及び副分会長を全会一致で選出

(4) その他の事項

2. その他（幹事会による自由討議）

## 平成27年度 第3回幹事会

開催日：平成27年9月14日(月)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告  
平成27年6月4日から9月13日
- ② 前回以降本日までの会務報告
  - ア 顧問議員、常任相談役の担当役員について  
分会報告に基づき活動名簿を作成したと、  
詳細を説明
  - イ 入退会様式の一部改正及び入退会日の取扱  
変更について  
入退会届出様式変更箇所及び入退会日の変  
更について詳細を説明

(2) 協議事項

- ア 平成27年度行政懇談会について  
理事会での説明のとおりとし、協力を依頼

(3) 議案の審議

(4) 予算執行状況報告

(5) その他の事項

2. その他（幹事会による自由討議）

## 平成27年度 第1回支部長協議会

開催日：平成27年3月20日(金)

1 協議議題

(1) 報告

- ① 会務報告  
一部修正箇所の説明を行い平成1月23日から  
3月19日までの会務を報告。
- ② 本会と支部、ブロック内及び支部相互の連絡

調整に関する事項

ア 年度末における登録抹消、支部事業等の事  
務処理について

平成27年3月31日付け廃業会員に支部での  
登録抹消届、廃業届の取扱い並びに年度末の  
支部事業等の精算に関して詳細を説明

イ 大規模災害時の被災者支援協定締結につい  
て

3月11日在浜松ブラジル総領事館との大規  
模災害時被災者支援協定締結を報告、全国で  
初めてであることを強調。続いて、平成25年  
4月5日伊東市との締結以降、本日までに21  
市町と協定、3月25日には西伊豆町と協定、  
23市町と締結できたこと、静岡市及び吉田町  
とは日程調整中と報告

ウ 行政書士法違反書類の市町各機関における  
提出排除に関する請願について

平成24年3月静岡市議会及び浜松市議会で  
の請願採択を皮切りに本日まで16議会で採択  
を受け、3月24日には裾野市議会で採択予定  
と報告。また、不採択や受理されなかった市  
町の対応状況の報告を行い、採択及び議会決  
議等の要望も含め、静岡県人口比率の86%に  
あたる議会で行政書士制度の理解が得られた  
ことを補足した

次に、採択後の窓口表示板設置の首長への  
依頼に関して、会長名による依頼文書と支部  
が設置を希望する窓口等について担当者と協  
議願い、本会が表示板を作成、支部に提供す  
ると述べ再度の協力を依頼。27年度も継続す  
ることを強調

③ 日行連報告（会長報告）

特定行政書士法定研修に関して、日行連は27  
年度事業として決定後、単位会に 詳細を通知。

2 協議事項

(1) 本会からの連絡（提案・要望）事項

ア 定時総会担当支部の依頼  
平成27年5月22日熱海市で開催する定時総会  
の設営担当支部は田方支部を中心に伊東支部と  
熱海支部が担当。

イ ソフトボール・グラウンドゴルフ大会担当支  
部の依頼

27年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会

の開催日は、6月13日(土)東部ブロック管内にて  
行い、前年の轍を踏まえ中止の基準を定め検討  
中であると説明

ウ 役員選考に係る事務処理について

平成27年度定時総会における役員改選に関し  
て支部及び及びブロック会議が行う届出等につ  
いて、日程、届出書類等の詳細を説明。経歴書  
様式をホームページに掲載すること、届出日5  
月7日に遺漏がないよう依頼

また、5月7日届出にかかるチェックリスト  
の活用とブロック会議運営費助成基準に規定す  
る固定費の詳細を説明

エ 事務所調査について

中山総務委員会統括部長は、平成25年度から  
実施した理事による行政書士登録事務所調査報  
告を、従前の支部に戻すこととの要因を説明、  
支部長の意見を聞き、本年4月1日から支部長  
による調査を決定

オ 4月22日建設業業務講習会について支部会員  
への周知依頼

本年4月1日施行の建設業法施行規則の一部  
改正に伴う講習会開催を説明ホームページに開  
催通知を掲載済みであるが、支部からの呼びか  
けを依頼。また、平成27年度版静岡県建設業の  
手引は静岡県のホームページからダウンロード  
してカラー印刷の上、必ず持参を補足

(2) 支部からの連絡(提案・要望)事項

ア 静岡支部 慶弔規程についての要望

会員家族の香典には別居、同居の基準がある  
が、配偶者と一親等親族は一律とする、または  
喪主が会員かどうか、で区分できないか検討を  
願う。また会員のみとしている生花についても  
会員が喪主の場合は供えられるような基準を一  
考願いたい、との提案に常任理事会で検討を進  
めると回答

3 支部長協議会構成員による自由討議

- (1) 平成26年度版著作権相談事例集の限定販売に関  
して
- (2) 第1回成年後見セミナー&相談会(5月29日沼  
津市)の開催に関して
- (3) 委員の委嘱と人材バンク及び組織再編に関して
- (4) 請願文書内容の見直し検討の有無に関して
- (5) 支部事業実施報告書に添付する資料の本会活用

に関して

(6) 支部の慶弔基準に関して

## 平成27年度 第1回分会長会議

開催日：平成27年1月23日(金)

1 協議議題

(1) 報告

① 会務報告

平成27年1月23日から3月19日までの会務を  
報告

② 政治連盟の目的達成に必要な事業に参加・協  
力することに関する事項

1月23日開催の第3回分会長会議での協議事  
項と重複するため省略

③ 日政連報告(会長報告)

第47回衆議院議員選挙における日政連推薦候  
補者の当選者と静政連推薦候補者9名の当選を  
報告

(2) 協議事項

① 本会からの連絡(提案・要望)事項

ア 平成27年統一地方選挙について

県議会議員選挙立候補予定者52名、会員  
の市議会議員選挙立候補予定者5名の推薦を  
決定を報告。分会長宛てに推薦状及び為書き  
を送付済みと報告する共に支援活動の協力を  
依頼

イ 文書通信費の精算について

3月20日以降提出された報告書に基づく文  
書通信費は、27年度当初の早い時期の精算を  
説明

② 分会からの連絡(提案・要望)事項

会議前日までの提出がなく、本日の提出を確  
認したが提案等はなかった

3 分会長会議構成員による自由討議

# 会 務 録 (要約)

平成27年 6 月29日から平成27年 9 月30日まで

会議・委員会名	開催日	会場	議題・テーマ
著作権業務普及G	H27. 8 . 1	本会 3 階会議室	1. 平成27年度著作権事例オープンセミナー
	H27. 9 .10	本会 3 階会議室	1. 著作権事例第2回オープンセミナーの準備について 2. 相談員養成講座について 3. 改訂版著作権事例集の販売について 4. 行政書士の著作物のとりまとめについて
6次産業化開発PT	H27. 7 .30	シズウェル 401会議室	1. PTの日程の確認 2. 講習会の日程の件 3. 視察先(案)の件
	H27. 8 .27	本会 1 階会議室	1. 視察先の検討 2. 川根本町「木の駅」について
	H27. 9 .24	青島利光 行政書士事務所	1. ビサイドへの掲載 ①新日邦808FACTORY ②(株)サンファーマーズ 2. サイボウズ登録の件
道路内民地調査PT	H27. 8 .20	本会 1 階会議室	1. 駿河区発注分の納品前チェック 2. 受注分に不審な点があった場合は、市の担当職員に報告し、判断を仰ぐ
	H27. 9 . 8	本会 1 階会議室	1. 今後の公共嘱託事業の拡大等のための話し合いを積極的に開催することを確認 2. 空き家についての相続人等の調査業務など
業務拡充 開発部門 信託業務開発PT	H27. 7 . 8	本会 1 階会議室	1. 今後の当PTの調査研究の具体的方向性について 2. 9月実施の行政懇談会のテーマとして、第4分科会で信託を取り上げる予定
	H27. 8 . 5	本会 1 階会議室	1. 「ベット信託をモデルとした死後の財産管理信託」 2. 「信託と類似制度の相違点」について 3. 行政懇談会のテーマについて
	H27. 9 .11	本会 3 階会議室	1. 任意後見契約と組合せた財産管理信託について確認 2. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託について検討
補助金業務普及PT	H27. 6 .29	本会 3 階会議室	1. 知的資産経営支援についての価値・認識の共有 2. 平成27年度事業計画発表
	H27. 7 .16	県庁2階ロビー及び 8階会議室等	1. 平成27年度講習会について 2. 「県庁レクチャー」について報告
	H27. 9 . 1	本会 3 階会議室	1. 平成27年7月16日県庁レクチャー検証について 2. 講習会開催について 3. 今後の活動日程の調整
	H27. 9 . 1	本会 3 階会議室	1. 法人・企業法務 2. 事業承継について 3. 事業計画について 4. BCPについて 5. 創業者支援について 6. 補助金について 7. 中小企業支援業務開発
	H27. 9 .25	本会 3 階会議室	1. 27年度開催の講習会について 第1回講習会 平成28年1月26日 第2回講習会 平成28年2月25日 2. 講習会開催までに行う作業について

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務拡充 開発部門	中小支援業務 開発PT	H27.6.29	本会3階会議室	1. 知的資産経営支援についての価値・認識の共有 2. 平成27年度事業計画発表
		H27.7.7	本会3階会議室	1. 今年度の講習会について 2. 研究会について 3. 中小企業支援業務開発PTの行政懇談会への取り組みについて
		H27.8.17	本会3階会議室	1. 知的資産経営の講習会用資料作成の件 2. 創業、事業承継などにおける、知的資産経営の活用について 3. 9月18日、行政懇談会について
		H27.9.1	本会3階会議室	1. 法人・企業法務 2. 事業承継について 3. 事業計画について 4. BCPについて 5. 創業者支援について 6. 補助金について 7. 中小企業支援業務開発
	特定行政書士 法定研修PT	H27.9.2	本会1階会議室	1. 特定行政書士法定研修（考査実施）の準備及び当日の運営について
	住宅防音事業開発PT	H27.7.10	浜松市市民 協働センター 第3研修室	1. 事業の受託状況について下記のとおり報告を受ける 2015年度予定 防音事業 防音工事その1 468件 建具復旧その1 917件 空調復旧その2 1,867件 2. 講習会開催について 3. 住宅防音PTの今後について
業務拡充開発部門 業務普及推進活動部門	中小企業支援業務開発PT 中小企業支援委員会合同会議	H27.9.17	シズウェル102	1. 委員の実践報告 2. 知的資産経営講習会ロールプレイング講習会参加者に分かりやすく説明する手法を身につける目的で行う
業務普及 推進活動 部門	農地土木委員会	H27.7.14	本会3階会議室	1. 10月講習会の内容詳細決定 2. 本年度無料相談会の担当者の決定 3. 沼津支部との合同講習会開催について 4. 行政懇談会のテーマについて 5. 農用地除外、農地法許可の質疑 6. ビサイドの原稿について 7. 業務報酬額のモデルについて
		H27.8.21	本会3階会議室	1. 道路位置指定の作成者について 2. 11/6の講習会の仕事割について 3. 行政懇談会について 4. Beside記事等の担当者について 5. 報酬額について 6. H28.2/10 東海財務講習会について 7. 道路、河川、占用工事承認について
	農地土木小委員会	H27.7.2	県庁10階 農地利用課	1. 農用地除外について協議 2. 農地法手続きについて協議
		H27.8.19	県庁西館10階	1. 道路の位置の指定の事務処理要領について
		H27.8.21	県庁本館2階	1. 11月6日(金)の講習会講師依頼
		H27.8.28	県庁2階	1. 11月6日(金)の講習会講師依頼

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
業務普及 推進活動 部門	運輸委員会	H27.7.1	本会3階会議室	1. 車庫証明代理申請の実務講習会及び名簿の追加作成について 2. 自動車登録業務初心者講習会の開催について
		H27.7.21	本会3階会議室	1. 車庫証明代理申請の実務講習会について 2. 新人特別研究会の開催について 3. 平成27年度行政懇談会の開催について 4. 11月13日開催の自動車登録業務初心者講習会について
		H27.8.12	本会3階会議室	1. 車庫証明代理申請の実務講習会について 2. 新人特別研修会の開催について 3. 平成27年度行政懇談会の開催について
		H27.9.9	本会3階会議室	1. 車庫証明代理申請の実務講習会について細部打合せ
	運輸小委員会	H27.9.4	本会3階会議室	1. 平成27年9月9日実施の車庫証明講習会についての打合せ 2. DVD研修について詳細を決定 3. 「国交省OSSシステム利用者管理の効率化に伴う一括利用者への周知について→HPへ掲載依頼
	環境委員会	H27.7.22	本会3階会議室	1. ビジネスレポートについて 2. 行政懇談会のテーマについて 3. 講習会について 4. 挨拶回り（県庁リサイクル課、産廃協会、市役所）
		H27.8.20	本会3階会議室	1. Besideへの原稿（杉山委員担当分）について 2. 講習会の会場・日時・講師について 3. マニュアル本の作製について
		H27.9.3	『あざれあ』 2F大会議室	1. 産業廃棄物処理業者優良認定制度普及研修会に参加 2. 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に、来年2月4日の講習会の趣旨を説明し、講師を担当していただくことを打診
	建設業委員会	H27.7.13	本会3階会議室	1. 建設業課との意見交換会
		H27.7.24	本会3階会議室	1. 建設業経営事項事前審査主任審査会会議
		H27.8.6	本会3階会議室・ 県庁別館20階	1. 建設業課との意見交換会開催 2. 意見交換会の結果を顧みて、今後の件との対応について 3. 事前審査員の新規登用試験について 4. 第2回業務講習会開催について
	建設業小委員会	H27.7.16	梅原勤一事務所	1. 建設業課との意見交換会について
	風俗保健委員会	H27.7.3		1. 広報委員会からの投稿依頼記事の内容について 2. 講習会の内容の検討について
		H27.8.7	本会3階会議室	1. 講習会について 2. 新入会員に対する教養資料について
		H27.9.10	本会3階会議室	1. 県警を訪問し、講習会開催や情報提供の依頼や打合せを実施 2. 風営許可申請における窓口対応等に関する意見を会員より求め集約する 3. 今後の委員会開催予定を検討 4. 来年開催講習会の準備（講習原稿作成）

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ	
業務普及 推進活動 部門	相続家事委員会	H27.7.22	本会3階会議室	1. 年間スケジュールの確認 2. 講習会の計画 3. Beside等の原稿作成について 4. 新入会員研修の原稿について 5. 無料相談会について 6. 出前講座 静岡産業大学のテーマ：相続	
		H27.9.11	本会3階会議室	1. 無料相談の相談員について 2. 講習会について	
	中小企業支援委員会	H27.6.29	本会3階会議室	1. 知的資産経営支援についての価値・認識の共有 2. 平成27年度事業計画発表	
		H27.7.7	本会3階会議室	1. 今年度の講習会について 2. 研究会について 3. 中小企業支援業務開発PTの行政懇談会への取り組みについて	
		H27.9.1	本会3階会議室	1. 法人・企業法務 2. 事業承継について 3. 事業計画について 4. BCPについて 5. 創業者支援について 6. 補助金について 7. 中小企業支援業務開発 8. 研究会について	
	法人・企業 法務委員会	H27.6.29	本会3階会議室	1. 知的資産経営支援についての価値・認識の共有 2. 平成27年度事業計画発表	
		H27.7.7	本会3階会議室	1. 今年度の講習会について 2. 研究会について 3. 中小企業支援業務開発PTの行政懇談会への取り組みについて	
		H27.9.1	本会3階会議室	1. 法人・企業法務 2. 事業承継について 3. 事業計画について 4. BCPについて 5. 創業者支援について 6. 補助金について 7. 中小企業支援業務開発 8. 研究会について	
	業務普及 推進活動 部門 協働事業 部門	国際委員会・外国人 出前講座G合同委員会	H27.7.17	本会3階会議室	1. 名古屋入管等表敬訪問報告 2. 国際委員会講習会について 3. JICE就労講習について 4. 次回講習会予定について 5. 大学コンソーシアム関連について
			H27.8.20	本会3階会議室	1. 講習会（JICE）の開催について 2. 国際委員会主催の講習会について 3. 県議との懇談会について
H27.9.17			本会3階会議室	1. 関地協外国人無料相談会 担当者の決定 2. 第1回講習会について 内容 第1部 就労資格に関わる手続上の留意点 3. 第2回講習会について 入管法の基礎 申請書の記載方法	

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
協働事業 部門	ADR運営管理G	H27.7.21	本会3階会議室	1. 常葉大学法学部教授梶村先生との顧問契約の件について 2. 別紙様式等の記載方法について検討 3. その他
		H27.8.11	本会3階会議室	1. 浜松の国際交流協会での相談会の内容の説明 2. 具体的な弁護士の関与について 3. その他
		H27.9.15		1. 新人研修とコンプライアンス研修の講師として弁護士に依頼することを検討 2. 弁護士会に依頼する内容を議論し、決定
	成年後見サポート センター静岡県支部 支援G	H27.8.19	本会3階会議室	1. 入会前研修について 2. 本会と支部、コスモス静岡との連絡方法について
		H27.9.3	本会3階会議室	1. コスモス静岡幹事会へオブザーバーとして出席 2. 入会前研修の確認
		H27.9.26	本会3階会議室	1. 入会前研修の立合
	公教育出前講座G	H27.7.7	本会3階会議室	1. 静岡産業大学等の打ち合わせの経過報告と今後の活動計画について 2. 各自が高校等へ働きかけたその状況と経過について 3. 10月2日開催予定の講習会について “マイナンバー制度”についてをテーマとする
		H27.9.8	本会3階会議室	1. 10月2日開催講習会の内容報告と役割分担について 2. 10月8日常葉大学の出前授業の内容と交流会について 3. 静岡産業大学の冠講座準備経過報告と講義参観について
		H27.10.2	本会3階会議室	1. 10月8日(木)開催の常葉大学出前授業について 2. 静岡産業大学の冠講座準備経過報告と講義参観等について 3. 高校へ働きかけたその状況・経過と授業実施の見通し、活動計画 4. 10月2日(金)開催の講習会のリハーサルについて
	公教育出前講座G 小会議	H27.8.7	本会3階会議室	1. 10月2日開催の出前講座講習会 2. 10月8日常葉大学での授業 3. 静岡産業大学冠講座について
	無料相談担当G	H27.7.2	本会3階会議室	1. 平成27年度の活動計画について 2. 常任理事会で審議頂きたい事項に付いて
	研修監理 部門	講習会研究G	H27.8.7	本会3階会議室
会務監理 部門	総務委員会	H27.7.31	本会3階会議室	1. 新入会員特別研修会について 2. 年間の会議日程及び内容について 3. 電子情報部会について
	総務・行政懇談会PT・行政 書士試験実行G合同委員会	H27.9.10	本会3階会議室	1. 行政懇談会について 2. 平成27年度行政書士試験について
	法務委員会	H27.7.31	本会3階会議室	1. 個人開業事務所の設置基準について 2. 行政書士登録様式の変更について 3. 役員選任規定について 4. 暴力団等排除対策協議会の事業年度未記入について
		H27.8.28	本会3階会議室	1. 事務所設置に係る問題点について 2. 伊豆支部規約について
		H27.9.30	本会1階会議室	1. 静岡県行政書士会事務所設置要綱について 2. 請願活動について 3. 役員選任方法について

会議・委員会名		開催日	会場	議題・テーマ
会務監理 部門	広報委員会	H27.7.3	本会3階会議室	1. 会報誌・情報誌の校正作業
		H27.7.17	本会3階会議室	1. 会報誌夏号及びBeside17号の校正作業 2. 会報誌秋号及びBeside18号の編集作業
		H27.9.4	本会3階会議室	1. ビサイドの表紙・巻頭写真の件
		H27.9.11	本会3階会議室	1. 会報誌及び情報誌の校正作業
		H27.9.24	本会3階会議室	1. 会報誌・情報誌の四校作業 情報誌 行政くんコーナーは暴追対策の講習会について を取り上げる 情報誌 公証人（榎本氏）のコーナーの終了後は対談コー ナーとする（首長、銀行頭取等との対談）
	経理委員会	H27.7.14	本会3階会議室	1. 予算執行状況の点検、照査について 2. 内部会計監査（一部業務監査含む）について 3. 支部交付金等の予算書及び決算書作成ガイドラインに ついて
		H27.9.8	本会3階会議室	
	親睦大会実行G	H27.7.31	本会3階会議室	1. 6月13日実施の親睦大会の反省とアンケートのまとめ
	行政書士試験実行G	H27.8.10	本会3階会議室	1. 行政書士実行委員会構成員について
	危機管理G	H27.8.25	本会3階会議室	1. 災害対策本部設置運営マニュアル作成
	コンプライアンスG	H27.7.1	本会1階会議室	1. 事業計画について 2. 各事業の担当者について
		H27.7.23	本会3階会議室	1. 職務上請求書の記載内容について検討
	行政懇談会PT	H27.8.28	もくせい会館 第3会議室	1. 平成27年度「行政懇談会」タイムスケジュールについて 2. 懇談会・懇親会レイアウトについて
	女性会員PT	H27.7.23	日本平ホテル	1. 会務運営のありかたについて 2. 既存業務に関する意見 3. 新規業務に関する提案 4. その他
	新規会員PT	H27.7.29	本会3階会議室	1. 会務運営のあり方について 2. 既存業務に関する意見 3. 新規業務の提言
	青年会員PT	H27.7.29	本会3階会議室	1. 行政書士制度のPR等について
	申請取次行政書士管理委員会	H27.8.27	本会3階会議室	1. 申請取次行政書士届出済証明書交付時研修
	65周年記念事業特別委員会小委員会	H27.9.11	本会2階応接席	1. 65周年記念事業の企画



## 「小さな旅」

静岡県行政書士会 会長 岸本敏和

地元浜松でバスに乗るのは、何年振りだろう（出張先ではよく乗るのだが、住んでいる街では移動はもっぱら乗用車である）。我が家と最寄りのバス停は徒歩3分ほどのところにある。いつも使っているICカードが使えると思ったら、バス会社が発行しているICカードしか使えないという。愛用のカードは、関東圏はもちろん東北や関西まで幅広く使用できるのに、地元で使えないのは驚きであった。それはともかくバスに乗り込むが、低床バスでないため乗りにくい。しかも座るか座らないうちに発車してしまった。

普段見慣れている風景が、バスの車窓からみると違った風景になる。消防署に停まっている消防車が4台あることに気が付く。ある店先にアンパンマンの絵が描いてあることも知らなかった。ゆるキャラのいえやす君を描いたタクシーが走っている。車窓は流れ、バスは駅前のバスターミナルに入っていく。バスを降りるとき、これまた乗降口の段差があって簡単には降りることができない。バスターミナルでは、ひっきりなしに入っては出てゆくバスに見とれること約10分。その後、デパートのオモチャ売り場を冷やかに行くが、思ったほど品揃えがない。昔のデパートは、もっとたくさんのおもちゃを売っていたように思う。

30分程して、喉が渇いたことから、地下の食品売り場に降りてみる。ソフトクリームを買ったのだが、座って食べる椅子が3脚しかない。先に座っていた中年の女性が気を利かせて席を譲ってくれた。おまけに、汚れた口の周りを拭くようにとウエットティッシュまで戴く。親切な方がいるものです。ほどなく予定していた電車に乗るために、いつもの半分以下の速度で駅まで歩く。駅構内では、馴染みの雑貨屋さんの女性店長が声をかけてくれる。ゼンマイ式の新幹線こだま号のおもちゃをプレゼントされた。有り難いことである。

発車時刻が迫り、3階ホームへと急ぐ。エスカ

レーターは1基しかなく大勢の人がつながっている。仕方がないので、階段を上がる。2階フロアまで上ったとき、無情にも電車は出てしまった。言い聞かせて3階のホームまで長い階段を一段ずつ上る。こんなに長い階段だったのかと今になって気が付く。やっとの思いでホームに着くと、幸いにも次の電車が入ってきた。自宅近くの駅まで約5分。乗り慣れた駅間だが、今日は見る視点が違う。幸い座れたから良かったが、立っていると手摺りが少ない。ほどなく降車駅に到着し、ホームに降りようとしたが、電車とホームの間の隙間が広く空いており、スムーズに降りることができない。

駅前には、家人が車で迎えに来ていた。ホッとする。私と2歳になったばかりの彼との小さな旅は、これで終わりである。それにしても、お子様連れの親御さんのたいへんさが身に染みた旅であった。ましてやベビーカーを抱えた妊産婦さんや体の不自由な方などは、どれだけたいへんな思いをしているのか？

解決しなければならない課題は山積みだが、先ずは人が暮らしやすい街づくりこそ急務であると思う。目線を変えることで気付くものがあることを感じた小さな旅であった。

平成27年10月1日



静岡県行政書士会ホームページ会長サロンと同時掲載

つぶやき

今夏はジェットコースターのように去って行った…。夏を告げる梅雨明けは『海の日』の休日、ねっとりとした熱風を浴びて川遊びをしていたっけ。

そして、ジェットコースターが急勾配を上っていくように、気温もボクの気分も急上昇した8月の始め。かき氷を食べたり、BBQで肉を頬張ったり、キンキンに冷えたビールをがぶ飲みしたり、キラキラとした夏が永遠に続くと思った途端、最高到達点から急降下した気温と天候。それに反比例して急上昇したボクの体重…。

夏って痩せるものでしょ？などと思っていたら、現代人は夏に太る人が多いそうである。夏場は朝と昼の気温差がないため代謝を上げなくても体温調整ができてしまうので脂肪を燃焼させて体温を維持する必要が無い。加えて、暑さに負けて室内でクーラーをギンギンに点けながらダラダラと運動もしない結果、太ることになるそうだ。

確かに、夏に浮かれて不規則な生活をしてしまった…かも（汗）。そういうわけで、あっという間に過ぎ去った夏の後に、脂肪だけが残ったボクである（涙）。

豚になっていくボク

旧暦の秋（7～9月）の真ん中、8月15日の月を「中秋の名月」と言う。新暦に換算すると今年は今日9月27日がその日に当たるそうだ。今、事務所の窓から雲の切れ目に輝くその姿が美しく見える。

高校時代、この時期のある日、部活を終え、帰路が

同じ方向の下級生の女の子と自転車で一緒に帰った。その日は満月、彼女は“十五夜お月さん…♪”などと無邪気に口ずさんでいた。“月がとっても青いから遠廻りして帰ろう”（その時代でも既に相当古い流行歌）風のことを言ってみた。意外にも「いいよ」という返事。天竜川の河原に行き、堤の土手に並んで（少し離れて！）座り、さらに輝きを増した姿を川面に映した月を眺めた。（雰囲気上々！）何か気の利いた話をせねばと思ったが、結局、意味もない会話をしただけだった。（純情！）どの位の時間そうしていただろう。「帰ろうよ」というので、家の近くまで送って別れた。それだけのことだが、今でも時々、この夜の彼女の横顔、それを照らす月の明かりを想い出す。

今日のこの中秋の名月・十五夜の月を、彼女もどこかで見ているだろうか。

“月々に月見る月は多けれど月見る月はこの月の月”  
（詠み人不詳） 未だ昔の感傷をひきずる男

卒業した大学の近くにナポリタンが有名な喫茶店『S』がある。この前東京に行った時、久しぶりに『S』のナポリタンを食べようと店に入り注文。しばらくして出されたナポリタンに吃驚！自分の記憶の中にあるものより量が1.5倍ほどある。「全部食べられないかも。」と思いつつ、タバスコや粉チーズで味を変えながらなんとか完食。大学時代、平気でこの量を食べていたとは我ながら信じられない。

ナポリタンに自分の年齢を思い知らされた1日でした。  
如雲斎

編集後記

徳川家康顕彰四百年の記念行事が家康公に関わる地で開催されております。

「Beside」もVol.16から18まで家康公にまつわる行事、古刹等をグラビアで紹介してまいりました。

静岡市の行事の中で歌い継がれる記念song「未来のために」では、「あの人はじっと待つことの大切さを教えてくれた」「あの人は平和であることの大切さを教えてくれた」のフレーズがあります。

家康公は太平の世の礎をつくり、そして朝鮮通信使との関わりでの平和外交を。

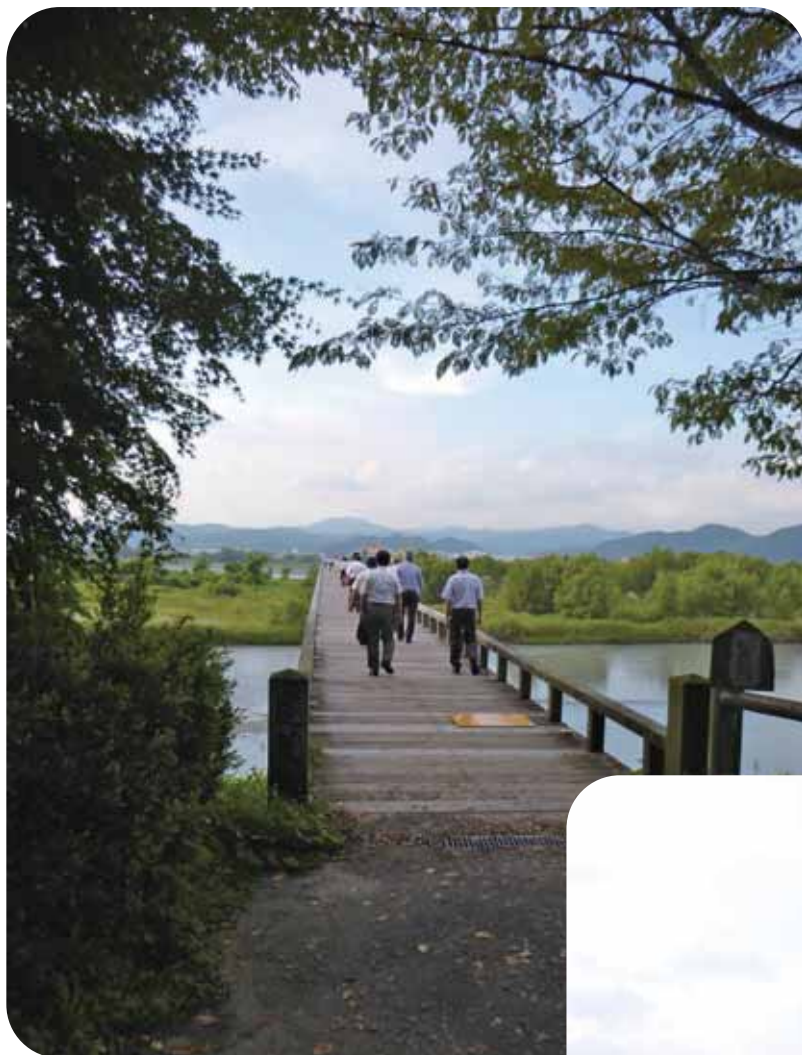
家康公によって「平和」という言葉が身近に引き寄せられました。

そして当たり前のようにとらえていた戦後70年の「平和」を今年は考えてみる年であったのかもしれませんが。

昨年よりも猛暑と感じ、災害も多かった今夏。でも若人の夏でもありました。第97回全国高校野球選手権大会は早実の清宮君、関東一のオコエ君の活躍をテレビで観戦。引き続き開催された侍ジャパンU-18W杯もテレビ観戦に熱が入りました。決勝戦のアメリカ戦では1対2で惜しくも負けましたが9回表の捕手静高の堀内君の1塁への牽制球の速さには思わず「すばらしい！」と興奮しました。筋書きのないドラマを堪能した1ヶ月でした。

そして秋。10月は行政書士制度を広く知っていただくための広報月間。本会も19支部も県民のための無料相談を開催しております。11月8日は平成27年度行政書士試験。受験申込者数1,385名。実力が発揮できますように。

島田市・二景



蓬萊橋

蒸気機関車トーマス号



転車台にて方向転換



行政書士は許認可・登録申請・遺言や相続、色々な契約・届出などの  
相談から書類作成までサポートします。

# 行政書士 は頼れる街の法律家

日本体育大学 児童スポーツ教育学部 助教 / 田中理恵



**日本行政書士会連合会**  
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations.  
**静岡県行政書士会**

後援: **総務省**  
**静岡県**



平成27年度 行政書士制度広報月間 10月1日~10月31日



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 岸本敏和 編集 広報委員長 高林和子

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成27年10月31日